

令和4年9月7日（水曜日）

○議事日程

令和4年9月7日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・一般質問

日程第 2・同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3・議案第38号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第39号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5・認定第 1号 決算認定について（一般会計）（説明）

日程第 6・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）（説明）

日程第 7・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）（説明）

日程第 8・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計）（説明）

日程第 9・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）（説明）

日程第10・認定第 6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計）（説明）

日程第11・認定第 7号 決算認定について（水道事業会計）（説明）

日程第12・議案第40号 令和3年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（説明）

日程第13・認定第 8号 決算認定について（下水道事業会計）（説明）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 下山千津子

2番 佐々木昇

3番 武井正広

4番 前田せつよ

6番 星野洋一

7番 井上三史

8番 山本研一

9番 石田史行

10番 井上慎司

11番 湯川洋治

12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町

長 府川 裕一 副

町

長 加藤 一 男

教 育 長	井 上 義 文	参 事 (兼)	田 中 栄 之
参 事 (兼)	中 戸 川 進 二	企 画 政 策 課 長	防 災 安 全 課 長
参 務 課 長	高 橋 清 一	総 合 窓 口 課 長	小 玉 直 樹
財 務 課 長	山 口 哲 也	福 祉 介 護 課 長	土 井 直 美
税 務 課 長	小 宮 好 徳	こ だ も 政 策 担 当 課 長	奥 津 亮 一
参 事 (兼)	柏 木 克 紀	区 画 整 理 担 当 課 長	田 中 美 津 子
子 育 て 健 康 課 長	熊 澤 勝 己	参 事 (兼)	井 上 昇
街 づ くり 推 進 課 長	岩 本 浩 二	環 境 上 下 水 道 課 長	井 上 新
産 業 振 興 課 長	石 井 直 樹	生 涯 学 習 課 長	高 橋 靖 恵
参 事 (兼)		代 表 監 査 委 員	田 中 章
学 校 教 育 課 長			
会 計 管 理 者			

○議会事務局

事 務 局 長	遠 藤 直 紀 書	記 佐 藤 久 子
---------	-----------	-----------

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年開成町議会9月定例会議（第2日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

おはようございます。10番議員、井上慎司です。

通告に従いまして、1つの質問をさせていただきます。暮らしを支えるための家計負担軽減施策を問う。

日本を含む世界各国でインフレが加速しており、身近な生活に関わる場所でもガソリンや食料品の値段が上がり、我々の家計を直撃しています。ある新聞社の世論調査では、資源高騰や円安などによる足元の物価上昇について、「許容できない」との回答が64%以上に上るとの調査結果が出ております。

さらに、今年2月のロシアによるウクライナへの侵攻で、さらなる原油や食料の高騰、コロナ禍による中国の都市封鎖による原材料の調達難など世界的な情勢に加えて、日本の場合は急速に進む円安の影響や、先進国の中でも我が国だけが賃金が上昇せず格差も拡大している状況です。

そうした中で、多くの町民の皆様が物価高にあえいでいる状況について、本町の支援策について伺います。1、昨年度実施し、おおむね好評であったプレミアム商品券について、何かと支出が増える年末年始をまたぐ形での今年度の実施についての考えは。

以下2項目の質問は、次年度予算編成を控えた今、特に支出の多い子育て世帯に関わる負担軽減策について伺います。2、学校給食の品質を保った上で、給食費の保護者負担額について現行水準の維持を。3、小児医療費助成制度の所得制限撤廃と高校3年生までを対象とした制度の拡充を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員の1つ目の昨年度実施し、おおむね好評であったプレミアム商品券について、何かと支出が増える年末年始をまたぐ形で今年度も実施する考えはについて、

お答えをいたします。

令和3年7月から10月にかけて、地域経済活性化を目的としたプレミアム付商品券、「あじさいちゃん商品券」事業を実施いたしました。「あじさいちゃん商品券」を利用された方からは、好評との評価をいただいております。また、取扱い店舗のほぼ全てで商品券が利用され、地域経済活性化の目的を達成したと考えております。

新型コロナウイルス感染や地域紛争等の影響により、生活に身近な食料品や燃料等の価格が高騰し、町民の家計を圧迫しております。町民の生活支援と地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券事業の今年度中の実施を今、予定しております。

2つ目の学校給食の品質を保った上で、給食費の保護者負担額について現行水準の維持を、についてお答えをいたします。

学校給食の運営に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条第2項の規定により、食材料費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担する旨、規定されております。また、学校給食の実施に当たり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることなどの目標が定められ、給食における児童・生徒が摂取すべきエネルギー量や栄養素等は学校給食摂取基準により定められており、保護者から徴収した食材料費で摂取基準を満たす献立を栄養士が作成しております。

給食の食材料費に関しては、ウクライナ危機や円安などを背景に食料品やエネルギーをはじめ様々な物資の価格が高騰しており、今後の情勢により、現状の給食費では学校給食栄養基準を充足した給食の提供が困難な状況が生ずることも想定されております。今後、学校給食の質や安全を確保するためには、食材料費等の実勢価格に応じた対応が必要と考えており、開成町給食管理委員会を招集し関係者との慎重な協議を開始するとともに、保護者に向けたアンケート実施等により意見聴取の機会を設けるなど、給食運営に関わる、より多くの方からの声を丁寧に聞き取りながら、適切な給食費の在り方について方針決定をしていきたいと考えております。

なお、今後の社会情勢に鑑み、今年度中の急激な物価高騰への対応や経済的支援を要する世帯への補助など、必要な措置につきましては、国の交付金の積極的な活用などにより、これまで同様、適切に対応してまいります。

3つ目、小児医療費助成制度の所得制限撤廃と高校3年生までを対象とした制度の拡充を、についてお答えをいたします。

小児医療費助成制度は、保護者の経済的負担の軽減と小児の健全な育成支援及び健康の増進に資することを目的として、医療機関等を受診した際に、保険診療で支払う医療費の自己負担分を助成する制度であります。医療保険の全体の比率や小児科を中心とする医療提供体制など、本来の医療の在り方を基本的な考えとしていることもあり、物価高騰に対する支援策とは考えておりません。

子どもの生命、健康に直接関わる施策として、本来、国の責務として全国一律の制度設計がなされるべき施策であると考えております。開成町においても、小児医

療費助成制度につきましては順次拡大を図ってきており、現時点においては所得制限の撤廃、対象年齢の拡大を行う考えはありませんが、来年度予算編成までには開成町らしい子育て支援策について再度検討し、小児医療費助成制度の中の所得制限撤廃、対象年齢の拡大について、改めて効果を調査し結論を出したいと現時点では考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

一定の御答弁をいただきましたので、順次、再質問をさせていただきますが、今回の一般質問ですが、プレミアム商品券は地域経済の活性化についてですし、給食材料費は保護者負担の規定が学校給食法に明記されており、また、小児医療費助成制度は貧困対策や子育て支援の意味合いが強く、施策それぞれの役割を考えると物価高騰への支援として一つにくくるとは難しいなということは理解しております。しかしながら、生活者である町民の感覚からすれば家計の支出のお財布は一つであるという観点から、再質問させていただきます。

では、1項目めの質問、昨年度実施し、おおむね好評であったプレミアム商品券について、何かと支出が増える年末年始をまたぐ形で今年度も実施する考えは、について再質問いたします。

今年度内に実施を予定されているとの御答弁であり、また、本定例会議の補正予算の議案にも関わることなので、可能な範囲での御答弁、よろしく願いいたします。端的にお聞きしますが、前はプレミアム率100%でした。今回の予定されているプレミアム率、また1世帯当たりの購入限度額は、前回と同様を予定しているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、9月議会の補正予算でプレミアム付商品券事業については上程をさせていただいております。一応、計画予定ということの中では、議員の昨年度、令和3年度、行われましたプレミアム付商品券のプレミアム率が100%ということですがけれども、今回につきましてはプレミアム率は50%という形で考えております。また、世帯的には、対象世帯の最大購入を1万5,000円までという形で考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

前回より一回り、規模が小さくなるのかなとは思いますが、前回、大変好評でしたので、今回も同様な内容を期待される声が大きくなっていくのかなということは想像できます。もし、まだ議論の余地があるのであれば、前回同様という部分も含めて検討していただきたいと思いますと思っています。

前は足柄上商工会さんに事業委託をし、開成町商工振興会さんのほうでチケットの販売の実務などを行っていたかと思います。また、町内金融機関の御協力で迅速に換金していただいたことは、事業者の皆さんからも好評でした。今年度の実施予定では、販売からチケットの利用、換金までの具体的な流れについても、前回同様を予定されているでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

現在、予算上程にありますので、予算可決という形になれば、委託業者の決定を早々に決めて、その中で、なるべく年末年始に商品券の利用が可能になるような形で委託業者と調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

詳細については、補正のほうで質問させていただきます。

次の質問ですが、前回の商品券は、全店共通券、中小店舗限定券の2種類に分かれておりました。利用された方々からは、全てのチケットが一律、全店共通のほうが良いという意見を複数いただいておりますが、今回のチケットの配分については、どのように考えられているでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

現在、予定されているチケットにつきましても、前回と同様、購入額の1万5,000円の中で、半分は全ての商店で使われるような形、また、その半分が中小店舗限定で使われるような形で販売したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

前回、チケットを購入するまで、中身が半分ずつしか使えないことが分かってお

られないという町民の方もいらっしゃいました。今回、2回目となるので、同様の内容であれば町民の皆さんの理解も進んでいるかとは思いますが、チケットの利用できる店舗に制限があるということは、事前にしっかり通知をして運用していただきたいと思います。

先月8月に実施されたキャッシュレス決済による開成町お買物応援キャンペーンですが、利用された方々からの好評な御意見もたくさん伺っております。しかし、利用できる決済代行会社が限定的であることや利用できる店舗数が少ないこと、また売上げから入金されるまでのタイムラグが長くなってしまふことから、キャッシュレスの導入を見送った町内事業者さんがたくさんあられたことなど課題も多く感じます。今後、自治体版マイナポイントの活用をした取組なども進めていただきたいと思います。また、それは別の機会に提案させていただきます。

プレミアム付商品券は紙チケットを用いるため、デジタル弱者と呼ばれる方々から子どもまで、誰でも気軽に使えるサービスなので、今回、年末年始をまたぐ形に間に合うように円滑に施策展開を望みます。こちらに関して、全体的には補正のほうでいろいろまた質問させていただくので、以上とさせていただきます。

続きまして、学校給食の品質を保った上で、給食費の保護者負担額について現行水準の維持を、について伺います。

本町における自校方式の完全給食については、大変評価しておりますし、一保護者としても日々感謝しております。また、私自身も子どもの頃に開成町の給食が大変おいしくて大好きで、小学校から中学校までの9年間で給食を一度も残さなかったほどです。

総務省統計局の小売物価統計調査の結果の中で、給食費の平均月額が1975年から現在までの47年の推移として、小学校低学年では1,800円から3,694円、小学校高学年では2,000円強から4,457円、中学校では2,300円から5,036円、いずれもおおよそ半世紀ほどの間に2倍強のプラスにとどまっておりますが、消費者物価指数が大きく上昇している昨今の給食材料費の増額は顕著であり、そのまま受益者負担とすることは保護者にとっては大きな負担増加となります。

7月随時会議の補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して給食材料費の物価高騰に対する増額補正を行いました。消費者物価指数が右肩上がりの現状では、今年度中にもさらなる材料費高騰が懸念されますが、年度中にさらに材料費が上がってしまった場合は、どのように対応されるおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

前回の補正の中で、我々も来年の令和5年4月までの物価上昇を想定して補正金

額を決めさせていただいたのですが、今、御指摘のとおり、今年度中に、さらにそれを上回って材料費等が高騰してしまう可能性が十分ございますので。また、国のほうでも、臨時交付金の追加みたいな話が総理から指示があったという報道もございましたので、我々といたしましては、そのような交付金の活用を考えつつ、物価高騰への対応を措置として考えていきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

まだ交付金が出るかどうかというところが明確でない部分もあるかとは思いますが、今年度内に関しては、給食費が上がるということはないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

答弁でもお話しさせていただいたとおり、これから学校給食管理委員会を開催して来年度以降の給食費の在り方を検討していく状況でございますので、御指摘のとおり、今年度に給食費の値上げがあるということはありません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

給食費に関わる保護者アンケートと合わせて、材料費高騰による現状の状況を多くの保護者の方に知ってもらうための努力も今後、お願いしていきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が途切れたとき、急激な給食費の高騰を招かないよう、活用可能な様々な補助金、交付金の調査を積極的に今から行っていただきたいと思っておりますが、この辺り、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

我々も、そこは十分に配慮して、注視をして、給食費、なるべく家計に影響がない範囲で給食費の在り方等の方針を決めていければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

引き続き、よろしくお願いいたします。

足りない分のお金を、何でも予算を投入して、どうにかしてくれということではなく、例えばなのですが、加工業務用野菜というものがあります。家庭消費用としてスーパーマーケットで売られているような、きれいな形の野菜ではなくて、業務用野菜というのは、カットや加熱などの加工を施すことが前提のため、大きく育っても、ふぞろいに育っても、さほど影響がなく、また、収穫効率をアップさせるために収穫機を導入することによって、少人数で大規模な生産を行うことも可能な野菜です。農林水産省によれば、収穫機を導入することで人手を使う収穫よりも2倍以上、生産物によっては10倍以上も効率が上がったという事例もあるそうです。

こういった野菜を手配したり生産依頼をすることで、給食材料費そのものを抑えていくという効果が期待できるかと思うのですが、こういった部分に関して町の考えを伺います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

まず、第一に子どもたちの安全と、あと、先ほど答弁にもございました栄養の摂取量、バランス等を栄養士等も考えてございますので、そこを担保した上で、食料の調達につきましては、今いただいたお話も含めて、様々な工夫をしながら、より安全なものを、より安価で、我々も仕入れられるような努力は続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

御答弁にあられたように、ただ価格が安いだけではなく、しっかりと安全が担保されたものというのも見据えた中でコストをいかに抑えていくか、調査研究を進めていただきたいと思います。

加工業務用野菜のことなどを含め議論を深めていただくために、開成町給食管理委員会の開催頻度、これまでよりも開催の頻度を上げていくですとか、年に数回の議論をしていくだとかということも必要なのではないかと思います。

実際、私、開成幼稚園のPTA会長をやっていたときに、この会議に参加したことがあるのですが、給食の材料の納入業者さんの改定のタイミングでいきなり招集をかけられて、「さあ、どうでしょう」と資料を見せられて、分からないのです。単年度で役を受けていますので、過去、どうだったのかと分からない中での議論になってしまいますので、こういった審議する場がしっかりと機能するように、こういった状況下の中ですので、議論をする立場の方々にもしっかりと情報提供して、しかるべき審議ができる形を取っていただきたいと思いますと思うのですが、この部分に

関してお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

今後の給食管理委員会の開催につきましては、ここの補正予算の中で2回ほどを開催させていただきたいということで上程させていただく予定であります。今、御指摘いただきましたとおり、事前の情報をきちんと委員の皆様にお知らせしながら、より充実した会議ができるように我々も努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

その部分に関しては、ぜひよろしく願いいたします。

給食のそもそもの材料費、あるいは生産するためのコストという部分で考えますと、給食室の空調なども含めた給食調理室の設備を環境、省エネに配慮したものに更新していくということも効果的なのではないかと思えますし、環境に配慮した開成町らしさと今後のランニングコストを抑えるという点からも効果的かと思えます。現状での給食調理室の熱量の利用のロス等、そういった部分に関して、何か把握されていることがあれば、お聞かせ願いたいのですが。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

特段、計測という形でそういうものはやってございませんが、まず調理員の皆様方が働く環境として、温度管理というようなところについては、冷房の導入ですとかサーキュレーターの導入等の、環境整備としてはそのようなことを進めているというのが1点あります。

それと、調理器具ですかね。電気を使う調理器具等につきましては、新しい最新型のものを導入することでエコになっているようなところはあるのかなと思っておりますが、全体的には、まず調理員さんの働き方ということを第一に、給食調理室全体の温度管理、環境整備に努めていきたいなと考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

補足をさせていただきます。

やはり一番の大前提が子どもたちの生命の安全を確保した給食と考えたときに、

しっかり熱を通さなければいけない等々、厚労省等からの調理の基準などもございますので、議員おっしゃるように、省エネ化を進めるつもりでは当然おるのですけれども、では、水の量を大して出さないで食器を洗うかというような話にもなりかねませんので、まずは、省エネも大切という認識は十分を持った中で、子どもたちの安全をまず第一に、そして働く方たちの働く環境というようなことで、優先的にはそういう思いは持っております。省エネしないというわけではないのですが、そこは御理解いただけたらと思っております。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

働き方改革という部分も含めて、よりよい給食提供、自校方式が今後も継続できるような設備の整え方というの併せて検討していただきたいと思っております。

これからも、おいしく栄養満点の給食を安定的に提供していただき、開成町第2期健康増進計画、食育推進計画などに基づきながら、免疫力を高め、健康な開成町の子どもたちを育てていただきたいと思っております。

2項目めの質問は、以上となります。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

すみません。2項目めの話で、今、環境の話が議員から出たので。

今、開成町、新庁舎も含めて、環境に優しい先進的な自治体を目指す中で、食料料費をどこから入手するかというのはすごく大きなことで。外から運べば、それなりのエネルギー、ガソリン代も含めて、かかるわけですけれども、開成町のものが開成町の給食として使われれば、それは環境に本当に優しいことになると思うんです。

今、実態としては、地域の人たちが作ったお米とかも一部、食材として使ってもらってはいるのですが、農業政策として改めて町として、開成町の例えばお米ならお米が、全部、皆さん、農家の協力を得て、年間、開成町の幼・小・中のお米として使えるように、そのような仕組みというの、これから考える必要があるのかなという。全部、全て、開成町で野菜が確保できるわけではないのですけれども、そのような仕組みの中で、生産者のほうも子どもや孫たちに食べてもらうというモチベーションにもつながるし、安定的に、多分、外から買うよりは直のほうが安く入手できるのかなという。

そういう仕組みも含めて、町の農業政策の分野としても、その辺の食料料費の地産地消を考えていく必要があるのかなと思っておりますので、その辺については、学校だけではなく町全体の考え方として、その辺も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

今、町長から御答弁いただきましたが、地産地消を進めていくことは大変大切だと思いますし、過去の一般質問でも私からもいろいろ提案させていただいた部分でもあります。給食費の価格に対してのことだけでなく、開成町そのものが給食に対してどう考えているのか、また、開成町の自校給食、完全給食というところのすばらしさというものは、私からも多くの保護者の方に伝えていきたいなと思っております。

続きまして、小児医療費助成制度の所得制限撤廃と高校3年生までを対象とした制度の拡充を、について再質問させていただきます。

本町の小児医療費助成制度は、3歳までは保護者の所得制限がありませんが、3歳以上のお子さんは保護者に所得制限があります。この所得制限には、父・母のうち、世帯のうち、いずれか所得の高いほうの所得額が反映されるという条件があり、世帯収入として見た場合には所得の逆転現象が起きることもあり、平等性、公平性という観点に欠ける制度設計であると考えております。こういった観点から所得制限の撤廃を提案いたしますが、町の考えを伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

所得制限だけではなくて、高校生までの拡大も今、提案されておりますけれども、所得制限を撤廃することによって、今、言われたこと以外にも、裏では事務的な手続、行政の仕事も含めて、様々な課題や、また反対に事務が軽くなるという部分も考えられるので、改めて、その点については来年度予算編成までにきちんと結論を出したいなと、今、考えておりますので、もう少し。その辺の費用対効果も含めて、開成町らしい子育て支援の中の一つとして、それが位置づけとしてどのようにしたほうがいいのか、全体の中でバランスを考えながら、これは改めて判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

1つ前の質問での給食費に関しては就学援助制度というものがあって、この就学援助制度は世帯収入として所得制限がかかっているものです。ですが、小児医療費助成制度というのは、世帯ではなく、世帯の中の個別収入の高いほうが基準になる。同じ所得制限に対してでも線引きの仕方が違うというのが、やっぱり同じ町内の制度として矛盾があるなど、公平性に欠けるなという部分はすごく感じる部分がありますので、この部分、しっかり検討していただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

答弁は、いいですか。

○10番（井上慎司）

答弁は結構です。そのまま質問させていただきます。

過去の同僚議員の同様の一般質問の中で、その中の御答弁の中では、今後、町の第6次総合計画や第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う中で、開成町らしい子育て支援策について検討していくという御答弁が過去ありました。私自身、そんなに先延ばしせずとも、今の町長の思い一つで、本当に今すぐにでも、来年からでも制度の拡充は可能ではないのかなと思っているところであります。

昨日の同僚議員の一般質問の中で今後の進退についてのお話をされましたが、府川町長には次年度の予算編成という大きな仕事がまだ残っております。今現在も、開成町のリーダーは府川町長であります。当然ながら、まだまだ積極的に施策展開をしてほしいと私は願っております。

先ほどの給食の話でも申し上げましたが、子どもたちに免疫力をつけ健康に育ててもらふことで、小児医療費を拡充しても、病院にかからない元気な子どもたちがこんなに多いんだという、そんな開成町であってほしいとも願っております。制度を拡充したから支出が増えた、そうではなく、制度を拡充した中でも年々、子どもにかかる医療費が下がっていく、そんな町の姿こそ開成町らしい子どもたちの姿なのではないかと思っています。

私をはじめ10代の子どもを育てている多くの保護者の方々は、就職氷河期世代で非正規雇用が激増し、バブル期であればもっと優遇されたであろう人々が不遇をかこつ世代であります。いわゆるロスジェネレーション世代と言われていています。この世代は、責任世代とも言われています。これからの時代の責任を背負わされていますが、我々ロスジェネ世代は日本経済のおいしいところを知りません。社会に出るところから苦難が始まり、それでも懸命に働き、子育てにも真剣に向き合っています。どうか我々の世代に目を向けてほしい、そう願っています。

開成町のリーダーとしての英断をしていただきたいと思います。来年度予算に向け、しっかりと検討していくと先ほども答弁でありましたが、制度拡充に向けて前向きに取り組んでいくという明言をしていただきたいと思います。子育て世代の代表として、いま一度、開成町のリーダーである府川町長に伺います。次年度から小児医療費助成制度、高校3年生まで拡充していく前向きな考えは、ありますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員からいろいろ提案もいただきましたけれども、確かに、そのとおりだと思います。この部分だけを見てどうだこうだという話ではなくて、もっと広い大きな目で見えていく。子どもたちの健康も含めて、医療費が下がれば、それを実施して

も町の負担はそれほど増えるわけではないという。これ、すごく大事な考え方なのかなど。

先ほど食材費の話もしましたけれども、これは小児医療費だけの話ではなくて、町全体の子どもたちの健康管理も含めてトータルで考えていく必要がありますので、その中で、高校生まで広げるのか、所得制限を撤廃するのもも含めて、再度、来年度予算編成までにはきちんと結論を出して、答えを皆さんにお示しをしたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

欲しい答えにいま一步、届かないなと感じているところです。まだ時間はたくさん残っていますが、やるのか、やらないのかの押し問答を続けていても、なかなか答えは出ないかと思います。最後にもう一回、同じことを聞かせてください。来年度、高校3年生までの小児医療費助成制度拡充に向けて、前向きに検討していくという力強い御返答をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

なかなか、今、ここで結論を出すというわけにもいかない部分も様々、まだあるので、そういう意味では前向きに検討は考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

様々な部分を重ね合わせながら、開成町の子どもたちにとって、子育て世代にとって、よりよい形を作っていただきたいなと思っておりますし、来年度の予算が出来上がるのを今から楽しみに期待をしております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで10番、井上慎司議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を9時50分とします。

午前9時35分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前9時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

1 番、下山千津子議員、どうぞ。

○1 番（下山千津子）

1 番議員、下山千津子でございます。

通告に従いまして、女性が活躍するまちづくりのために、の質問をさせていただきます。

開成町においては、第4次かいせい男女共同参画プランが令和2年3月に策定されて以来、6年間の計画期間の前期を終えようとしております。そのような中で、昨年度は町内初の女性自治会長が誕生するという大変喜ばしい出来事がございました。このことは、新聞をはじめ各メディアにも大きく取り上げられました。女性が活躍できるまちづくりをさらに充実していくためには、同プランに掲げる施策の方向を具現化する各種取組を一つ一つ実践していくことで、町全体に意識の醸成が図られると考えております。

そこで、改めて取組の現状や課題、及び推進策などについて伺います。1つ、町の各種審議会等への女性の登用率は向上されましたか。2つ、町内の女性団体の活動をさらに活発化するための支援策をお考えでしょうか。3つ、まちづくりにおいて、特に女性が活躍しやすい子育てや健康づくりなどの分野への参画の現状と今後の強化策はいかがでしょうか。4、多様化する地域課題を解決するためには、自治会における女性役員の割合を高めていくことが重要と考えます。そのきっかけとして、女性力を積極的にまちづくりに活用している取組の先進事例を学ぶ講座などの開設はいかがでしょうか。5番、町の消防団員の欠員補充策として、特に広報や啓発を担う本部付女性団員の積極的な勧誘をしてみたいはいかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

下山議員の御質問にお答えをいたします。

社会情勢の変化や環境の変化など様々な課題解決に対応できる活力ある社会を築くため、性別などの枠にとらわれることなく、全ての人が支え合い活躍していくことが大切であります。開成町においても、第五次開成町総合計画及び第4次かいせい男女共同参画プランを策定し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に取り組んでおります。

1つ目の各種審議会等への女性の登用率は向上したのか、についてお答えをいたします。

審議会等における女性登用率については、令和4年4月1日時点の各種審議会等の数では、28のうち女性が含まれているのは24、委員等の数では、266人のうち女性が68人、その割合は25.6%となっております。第4次かいせい男女共同参画推進プランにおける現状値、令和元年時点において25.7%であります。

ので、結果として0.1%の微減となっております。

引き続き、女性登用率向上の取組として、委員選出の方法を従来の指名型から、より広く人材を求めるため公募による選出枠を拡大することや、女性に限らず様々な方が参画しやすい仕組みづくりとして夜間に会議を開催する等、参画促進につながる環境整備を進めていきたいと考えております。

2つ目の町内女性団体の活動をさらに活発化するための支援策は、についてお答えをいたします。

これまでも、婦人会、消費者の会、食生活改善推進協議会を含め、様々な団体の皆様が中心となり、町のイベントや事業に積極的に参画され、様々な分野で御活躍をいただいております。女性団体だから特別に活動支援をするというよりも、それぞれの団体が特性を生かす機会の提供や活性化につながるような支援をしているところであります。また、令和4年1月に町民活動サポートセンターがオープンしたことから、今後、協働の取組が進み、女性団体も含め活動が活発になることを期待しております。

3つ目のまちづくりにおいて、特に女性が活躍しやすい子育てや健康づくりなどの分野への参画の現状と今後の強化策、についてお答えをいたします。

子育てや健康づくりの分野においても、女性だけではなく男性の活躍も重要であり、町民誰もが役割を持ち生活することで生きがいにもつながると考えております。この分野で活動していただいている団体は、平日の昼間に活動することが多いこともあり、女性の構成比率が特に高い状況にあります。最近では就労されている女性も多くなっておりますが、自身の子育てや家族の健康を守ると同時に、各地区、組織等で社会参加も積極的に活動していただいているところであります。

今年度、新たにフレイル予防推進事業に取り組み、フレイルサポーターの養成を行う予定であります。養成講座を受け、自身の健康づくりとともに、フレイルチェックのサポートを中心とした町の健康づくりの担い手として、ここでも多くの女性が中心となり活躍していただけることを期待しているところであります。

今後も性別に関わりなく、子育てしやすいまち、健康寿命の延伸に向け、子育てや健康づくりに取り組んでまいります。

次に、4つ目の多様化する地域課題を解決するためには、自治会における女性役員の割合を高めていくことが重要であり、そのきっかけとして、女性力を積極的にまちづくりに活用している取組の先進事例を学ぶ講座等の開設、についてお答えをいたします。

令和4年4月現在、町内14自治会の役員140人中22人が女性であり、その割合は15.7%となっており、その比率は高いとは言えません。こうした状況を踏まえて、女性の自治会活動参加のきっかけとなるよう、主に女性向けの講座として、「女性視点の防災」や「令和の地域参加について考えよう、男女共同参画の視点に立った地域づくり」などを開催してまいりました。今後も、このような取組を継続し、自治会活動への参画を促してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の町消防団員の欠員補充策として、特に広報や啓発を担う本部付女子消防団員の積極的な勧誘を、についてお答えをいたします。

女性消防団員の確保については、町消防組織強化推進連絡協議会で女性消防団員を含む団員募集チラシの作成、啓発を、上記意見交換会での投げかけのほか、防災講座を受講している女性参加者への周知等により、令和4年9月1日付で開成町で初となる女性消防団員が入団をいたしました。今後も引き続き地域防災力強化のため入団促進活動を行い、消防団員の確保に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

一定の答弁をいただきましたので、順次、再質問をさせていただきます。

まず最初に、男女共同参画社会とは、女性と男性がお互いを尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮できる社会となることと理解をしておるところでございます。

最初に、1つ目の各種審議会などへの女性の登用率の問題について伺います。

町の各種審議会における女性の登用率は、現在は約25.6%です。しかし、町の第五次開成町総合計画・後期基本計画策定の審議メンバーの男女の構成は、審議委員12名中、女性が5名で男性が7名で41%を占めております。この割合を基本として町の審議会の男女比率を考えることは、最も妥当性があると考えております。現状では審議会に占める女性の割合が25.6%のまま推移していることは、男女共同参画社会づくりの面からも大変残念なことでございます。これから町として、もっと女性の割合を上げていただきたいと思いますと思いますが、どのようなお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

その前に、1つ、私どもの考えを先に申し上げさせていただきますと、下山議員のおっしゃっていること、まさにそのとおりだと大きくうなずくところがございます。ただいまお話がございましたように、最近では「男性は、女性は」というよりも「男性も、女性も」という形の中で、いわゆるジェンダーフリーという考え方が一般的でありまして、実は、その先、男女間における区別、あるいは性差、性による差ですね、こういったものの境界線をなくすということ、それから男性、女性の概念を取り払うという考え方、こちらはジェンダーレスという考え方になりますけれども、既に、そちらのほうに世界は動き始めているという中で、おっしゃるとおり、まずは女性と男性の登用率の部分で、では、どうするのかということ、ここからお答えをさしあげたいと思います。

おっしゃるとおり、40%という高い目標を設けてございまして、これは令和7年度までの達成目標でございます。残念ながら、町長答弁にございましたように、現在は25.6%ということで、なかなか増えていかないという現実がございます。

これにつきましては、町としても今後しっかり取り組んでまいりまして、40%を目指すということなのですが、多少、これを分析してみますと、どういうことなのかと申し上げますと、各種委員の中には相当数、いわゆる充て職、一番分かりやすいのは町会議員の中から1名、お願いしますというような形でお願いをさしあげるケースが大変多いです。そうしますと、議員定数が現在は12に対して1でございますので、その割合がどうしても40%に届かないということからしますと、選抜する母体がそもそも男女比率にかなり偏りがある。

御発言がございました自治会長連絡協議会、14自治会ございますけれども、そのうち1名しか女性がございませんので、ここからまた1名をお願いするということになりますと、均等に選出をいただいても14分の1の確率でしか女性が選ばれないということで、なかなか40%という数字は難しいなどは考えております。

答弁にもございましたように、これを解決する方法は公募の部分を増やしていくということになるわけですが、主なものとして21協議会がございまして。この中で、そもそも一般公募委員を設けているのは5つの協議会しかございません。その中においては、比較的、男女比率は40%に近い形でお願いをさしあげているところでございます。

今後は、こういった委員をお願いするときに、学識経験者であるとか何らかの資格を持った方をお願いするに当たって、こちらとすれば年齢層、それから女性、男性という性差の部分、こういったところも一つ考慮しながらということでございましてけれども、理想的な形で申し上げれば、意識をしなくても、そういった形でお願いをできる、あるいは手を挙げていただけるという日が来るように、こちらで働きかけというんですかね、広報中心になろうかと思っておりますけれども、そういう社会の雰囲気づくりというものを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

男性も女性もというジェンダーとしての境界線を取り払っているというお考えは、大変結構なことだと思います。しかしながら、現状といたしましては数値が低いわけでございますので、御努力をしていただきたいと思いますが、公募による選択枠を拡大すると。とてもいいことだと思います。もう少し、そのところをお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

もう少し詳しくということですので。先ほど申し上げた公募の部分なのですが、今、お話しした21協議会の委員の条件というのを見ますと、やはり、どうしても先ほど言った充て職、それから学識経験、あるいは行政もしくは町が執行する事務に関し識見を有する者ということになってございまして、こちらの部分でいいますと、学識経験者の中に女性が増えていくということがとても大事なことでございまして。

議員も御承知のように、世界的なお話で申し上げますと、議員もそうでしょうし、それから一部上場企業の女性の役員の割合、こういったものが大変低い。あるいは大学の教授の女性の割合が低いということになりますと、母体を、こちらで指定をしたときに、そもそもの構成がどうしても偏りがあるというのは、これは否めないところでございまして。

次に考えられるのは、そういう条件付でなくても委員がお願いできるものについては、こういう要件を外させていただいて、広く公募によるものとする形で少しずつ動かしていきたいなと思っておりますけれども、改めて今回の質問に際しまして確認をしますと、それぞれの各協議会、委員会等で、しっかりと意味を持って委員の条件を定めておりますので、簡単に全てを公募にということは難しいので。

最近で申し上げますと、例えば町民活動サポートセンター、ここに関わるような会議でありますと、代表の方は大変女性の割合が多くて男性が大変少ないということもございまして、今は、こちらの計画は審議会に限っておりますけれども、審議会を外していただいて、そういう実行委員会であるとか会議の参加者というレベルであれば、決して女性の参加率は低くないと考えてございまして、あとは、そういう役に関わるものについて、今後は女性の方の登用もしっかりと考えてまいりたいと考えてございまして。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

ただいまの御答弁、前向きな御答弁をいただきました。以前は充て職とか学識経験者が多かったのですが、そのところを改善していかれるということで、大いに期待をしているところでございまして。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。町内の女性団体の活動をさらに活発化するための支援策はということでお尋ねいたしました。先ほども、女性の団体では婦人会とか、いくみ会、消費者の会がいらっしゃいますけれども、そういうところからも改善して前向きに取り組んでいかれるということでございまして、もう少し。現在おられる団体に対して、前向きな御答弁をいただいているわけですが、開成町では、この団体が女性団体の代表というような形で御活躍されて、私の年代にもよると思うのですが、応援をしていくということですので、もう少し詳しく御説明をしていただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、詳しいとは、どういったことをもっと詳しくというのを言ってくれば。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えをさせていただきます。もし、答えが不足しているようでしたら、再度、御質問いただければと思います。

真っ先に思い浮かぶのは、やはり婦人会ですとか消費者の会と、こういったものでございます。これは歴史も長いですし、活動としては、もう本当に積極的に動いていただいております、大変ありがたいなと考えてございます。

また、先ほどサポートセンターのお話をさせていただきましたけれども、こちらで参画していただいている団体としましては、女性の防災を考える会、前身がですね、「たんぽぽ」という会がございまして、こちらにつきましても、実は、平成24年度から29年度には町民活動応援事業というものがございまして、このときに協働の取組を助成するという中で立ち上がったと承知をしております。

こちらにつきましても現在も活動が続いてございまして、どちらかといいますと、町長答弁にもありましたように、当時の経済的な支援ということよりも、今は、それぞれの団体が持つ独自性ですとか優位性というものを生かしつつ、個々の団体の連携を促したり、それから、そういう機会を提供するという、こういうものをさせていただくことによりまして活動の活発化を促しているということで、どちらかといいますと、経済的支援よりも活動を支えるという活動支援という形の中で現在、進めておりますし、今後も進めさせていただきたいなと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

御答弁、ありがとうございました。

私が経済支援、以前、10年ほど前に応援事業といたしまして町役場のほうで企画されております応援事業でございますが、「たんぽぽ」という女性の団体のお話を今、御答弁いただいたわけですが、そういう団体が、金銭的支援を今は行っていないということですが、本当に10年、女性団体として活躍されていて、10年後には「たんぽぽさん、10年間の歩み」という、こういう冊子を出されております。

こういう団体が今後も大いに開成町で誕生されることを期待しているわけですが、経済的支援がなされないということで活動支援をさせていただくと。そうおっしゃいましたが、活動支援の中身といたしましては、活動する団体によるのでしょうか、金銭ではなくて活動支援ということで、例えばですが、どんなことをお考えでしょうか。活動支援の内容といたしましては。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

活動支援ということでございまして、特に、先ほどから出ております「たんぽぽ」さんについては、ある面、もう自主的に動くことができるわけですがけれども、特に立ち上がったばかりの団体でありますとか、それからなかなかメンバーさんが増えていかないよと、こういった団体がございますので、こういったところは、実は広報に、4月からですかね、サポートセンターに登録している団体の方を記事を用いまして紹介をさせていただいております。こういった形の中で、まずは知っていただくということ、それから、そこに参画する方を一人でも増やしていくということ。

このままでいきますとなかなか難しいということもありますので、本年の11月、基本的には、このままコロナが落ち着いていけばということになりますけれども、サポートセンターまつりと、サポセンまつりというものも開催をさせていただきまして、その中で各種団体のブースを設けて御紹介をいただくということも考えてございますし。そのときに、先ほど申し上げた横の連携、それぞれでは少しずつ足りないところを補い合えるような、まず、中での交流と外に向かっての広報活動と、こういったものをお願いしたいと考えてございますし。

先ほど、経済的支援を全く考えていないということではなくて、御相談があれば中を見させていただいて、必要であれば、でき得限りのことは考えさせていただきますけれども、従前のように広く募って、こちらから経済的支援を積極的にということは現在は考えていないという答弁をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

サポートセンターが今年度、開設されて、町としては大いに期待をしておられるということでございますが、横の連携とか中の交流とかを考えて今後、運営をされるということですが、私も大いにサポートセンターに関しては今の御答弁がありましたように期待をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3つ目の再質問をさせていただきます。まちづくりにおいて、特に女性が活躍しやすい子育てや健康づくりなどの分野への参画の現状と今後の強化策はについてでございますが、御答弁いただきましたフレイルサポーターの養成を行う予定であると。この部分を、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

参事兼子育て健康課長。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

それでは、お答えいたします。

その前に、まず、フレイルというものを御説明させていただければと思います。フレイルの定義なのですけれども、健康な状態と要介護状態の中間に位置して、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指してございます。町では、まず、フレイル予防事業について町民に知っていただくために、講演会を9月30日に開催する予定でございます。

お尋ねのフレイルサポーターの構成メンバーということでございますけれども、まず、フレイルサポーターになるための資格としまして養成講座を受講していただくことが条件となっております。このフレイルサポーターについては、現在、応募という形で募集をしてございます。こちらのサポーターについては、男女関係なく意欲のある方にお願ひできればと考えてございます。また、各種健康づくりのほうの団体もございまして、その辺に協力依頼もさせていただきながらフレイルサポーターを養成していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

今、御答弁いただきまして、9月30日に講演会を開催されるということで、養成講座は男性とか女性とか関係なく公募をしていきたいということで、大変期待をするところでございます。

何人ぐらいの応募者を期待しておりますか、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼子育て健康課長。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

今回、今年度に関しましては、養成講座を3回、行いたいと考えてございます。人数的には、1回の養成講座で30人を予定していますので、90人、養成できればと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

男女関係なくということで、3回開催されて、30人が3回ですから、1回が30人で90人を予定しているということですが、大変多い町民のサポートをしていただくという計画でございますが、そういったサポーターの人数、応募をされることを、町はどの程度期待されて。私は、今、御答弁いただいて、ああ、大分多い人数の方たちに御協力をいただくのだなと感じたところでございますが、期待に沿った人数が来られるということで計画をされたと思いますが、そのところを。男女比率は関係ないとおっしゃいましたが、私は今回、質問は女性が活躍するまちづくりということでお聞きしておりますので、その辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼子育て健康課長。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

それでは、お答えいたします。

先ほど申したとおり、各種団体にもお願いしているところがございます。当然、先ほどの健康づくりとか子育ての関係でありますと女性の割合が多いというところで、結果的な話になりますけれども、各種団体に頼んでいるのが実態でございますので、女性の比率も当然高くなるのではないかとこのところでございます。とはいえ、男女関係なく意欲のある方にやっていただきたいというところでお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

各種団体をお願いするというところで、各種団体、たくさん開成町にもおられますので、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、次に、4番目の多様化する地域課題を解決するためには、自治会における女性役員の割合を高めていくことが重要であると考えます。そのきっかけといたしまして、女性力を積極的にまちづくりに活用している取組の先進事例を学ぶ講座などへの開設はいかがでしょうかという質問に対して、再質問をさせていただきます。

講座とかは、どういうふうにお考えでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、今のは講座の種類をということですか。

○1番（下山千津子）

ええ。もう少し具体的に。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

町長答弁の繰り返しになってしまうので大変申し訳ないのですが、これまで町として、特に自治会に対して、特に女性という表現を使いながら開いた講座というのは、先ほど申し上げましたように「女性視点の防災」、それから「令和の地域参加について考えよう」ということで「男女共同参画の視点に立った地域づくり」ということで、あえて「女性」という言葉を使った部分はございます。

一番最初に申し上げたように、ここであえて「女性」という言葉を使わなくても、女性であれ男性であれ、参加をしていただくような講座を設定していくということがとても大事なことだろうと思いますし。そこで考えなくてはいけないのは、開く時間ですとか、開く曜日ですとか、こういうものは万人の方が参加しやすい時間

帯を選んでいくと。こういうところが一番大事だなと考えてございますので、今後
もそういった観点で、こういう講座を開設してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

地域課題という点では、特に高齢化の進行が早いことや、高齢者世帯や高齢者単
身世帯が増えていることなど、さらには空き家も増えていくことなどから、そうい
うことが最近の特徴と考えております。これらの地域課題を解決していくためには、
多種多様なサービスのニーズ把握に努める必要があると考えるわけでございますが、
さらに地域内で必要なサポート体制を確保していくことなども求められているので
はないかなと考えます。

開成町では、自治会活動が活発に行われております。現状といたしましては、よ
く町長が、町が元気になるのには女性が元気であると、自治会活動も大変元気に活
動していただければ、それがひいては町の元気につながると、よく御挨拶の中でお
っしゃってございましたが、そういう点で、今、町の施策も女性、男性にかかわらず
頑張っていかれるというような御答弁が多い中で、自治会長役員が、通告にも述べ
ましたが、14自治体でたったの1人という。1人誕生したということは、前向き
に考えれば素晴らしいことではございますが、まだまだ少ないわけではございます。
その点、事あるごとに町長が自治会役員に女性になってほしいというような御挨拶
をされれば、効果があるのではないかなと思っておりますが、その点、町長はどのよう
にお考えでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

私が言っているのは、開成町の人口が伸びて子どもたちもという話の中で、人が
元気という中で、それは自治会活動が活発なことがすごく人の元気につながるのだ
という話で、女性がという話は多分していないと思うのですが。地域の自治会の
役員の人事に関して、町が口を出すことではないなど。これは自治会の中で、それ
ぞれ女性の皆さんを見つけ出して投票するなり、様々な工夫はしているとは思いま
すけれども、行政側が地域の自治会活動の中の人事に関して話をするのではない
など。町の姿勢として女性の登用率を上げたいということの中で、自治会長さん
の中に町の考え方を示すことはできますけれども、人事の話については口を出すべ
きではない話だと私は認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

確かに、自治会の役員を選出に関しては、町が、行政が口を挟むことではないこ

とは私も承知をしておりますが、今現在、自治会の自治会長がたったの1人ということでは、やはり町の御助言も大事ではないかなと考えますので、そういった質問をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひますが。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

町長が申し上げたとおりなのですけれども、下山議員の思ひを酌み取るところでお答へをさせていただきますと、本当に地域活動における課題というのは多様化、あるいは複雑化をしてございます。一般論ではございますけれども、やはり女性のきめ細かな視点でありますとか、それから地域情報を大変豊富に有されてはいる方が多いというのは、これは認めるところでございますので、こういったところをネットワークの広さなども生かしていただいて、いわゆる女性力を生かした地域づくりというものは今後も必要であるとは考えてはございます。

そして、また地域にとって欠かせないという貴重な力であるということも認識した上で、しかしながらというお話の中で、こちらから女性をどうしても選んでくれとか、増やしてくれとかというのはなかなかお願ひがしづらいので、先ほど、冒頭、申し上げた雰囲気づくりというのですかね。ごくごく当たり前のように女性が参画をしていただけるような、そういう町の雰囲気をつくれるように、これから努力をしていくことが大事かなと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

大変、前向きな御答へをいただきました。ありがとうございます。

それで、今、言われたように、ネットワーク、女性力を生かしたということでの御答へをいただいたわけですが、大変、その点でもネットワークということで期待をしているところですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に5番目の町消防団員の欠員補充策として、特に広報や啓発を担う本部付女性団員の積極的な勧誘をということで、御答へにありましたように、今年、女性の団員の第1号が誕生したということは、大変喜ばしいことと私も感じてございます。

ただ、私は本部役員にという強い希望がございました。なぜかと申しますと、以前にもお話しさせていただいたのですが、3. 11の避難所での総合体育館での避難生活の中で、段ボールを囲って授乳をさせたり着替えをさせたりという、そういう御意見があつて採用されたということは、女性のヘルパーさんの意見でそういうことが実現したと、テレビとか、そういうマスコミ情報でお聞きしてございます。そういう点で、開成町の消防団の中にも本部役員に女性を登用されて、いろいろな女性のきめ細かな、男性と女性では性質的に考えが違ひますので、ぜひ、そういう

点で採用していただければと考えてございます。その点は、いかがでございましょうか。

今年採用された女性消防団員に対して、町はどのような期待感とか、そういうお仕事をしていただくということの、もう少し詳細にわたる御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

9月1日に、開成町初の女性消防団員ということで入団していただきました。その方は、牛島在住の専門学校生でございます。将来の夢が救急救命士になりたいということで、町が女性の消防団員を募集していることも御存じでございました。救急救命士を目指しているということもありまして、ほかの男性の団員と同様の実践的な消防団活動を希望したため、今回の女性消防団員は分団所属といったような形にはなりますが、そういった意味では、広報ですとか啓発に特化した団員ではないのですけれども、御存じのとおり防災安全課には常備消防出身の元消防職員の女性の専門員がいますので、例えば、学校が長期休業中の春休みですとか夏休み、そういった時期を利用して専門員と一緒に高齢者の単身世帯などを訪問して、火災予防ですとか台風など風水害時の防災対策の啓発、そういったことですとか、普通救命講習の指導、また先ほど言われた避難所開設時の活動、そういったものも含めた中で、幅広い活動を現在、考えております。そういった中で、町民一人一人に寄り添った活動を行っていただけるよう、今後も期待しているところでございます。

なお、女性消防団員については、既に開成町の消防団のホームページのほうに本人のプロフィール等を紹介させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

御本人は救急救命士を希望されていると、ですので実践希望ということで分団連に所属していただいていると、そういう御答弁でございました。私は多岐にわたって女性の方に期待をするわけでございますが、開成町には女性専門員もございまして、そういう方たちと協力してというか、やっていただければと思います。

今後も女性消防団員を募集していくということでの、女性に特化したという気持ちではございませんが、女性も。私も考えてみるに、女性の意識改革も必要ではないかなとは考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、今、発言の中に分団連とおっしゃっていますが、分団員で訂正してよ

ろしいですよ。

○1番（下山千津子）

はい、すみません。分団員です。

○議長（吉田敏郎）

質問をどうぞ。

○1番（下山千津子）

ですので、消防団員が今、大分少ないということもお聞きしてございますので、ぜひ、そういった意味での啓発、啓蒙を、女性に特化するわけではございませんが、要望していただきたいと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

質問でよろしいですよ。

○1番（下山千津子）

はい。ですので、消防団員が何人欠けているので、ということも、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

消防団員、定足数108名に対して、この9月1日時点、女性消防団員を含めて91名という形です。17名不足という形ですので、先ほど町長の答弁でもありましたが、町の消防組織強化推進連絡協議会、こちらに自治会とかも入っておりますので、そういった方たちと連携を図りながら、引き続き地域防災力強化のため入団促進活動は女性消防団員も含めた中で行っていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

17名不足されているという御答弁ですので、今後も女性の消防団員がどんどん増えてきていただけるように、行政側も、そういった啓発、啓蒙をよろしく願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで1番、下山千津子議員の一般質問を終了とします。

暫時休憩といたします。再開を10時50分とします。

午前10時35分

○議長（吉田敏郎）

再開をいたします。

午前10時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

8番議員、山本研一です。

通告に従って、大雨への備えについて町の考えを伺います。

大雨による河川の氾濫は各地に大きな被害をもたらし、ここ数年、命に関わる報道も珍しくない状況にあります。大雨に対する警戒から、6月には河川の水位が氾濫の危険にある高さになると発表されていた氾濫危険情報を、水位が急激上昇した場合にも出すなどの措置が取られました。7月には九州地方を中心に激しい雨に対する注意がしばしば報道され、大雨の予想範囲が九州から関東、東北までの広い範囲に及ぶこともありました。また、線状降水帯の発生情報も珍しくないほどで、大雨による災害の発生は身近な問題として捉えなければならないのが現在の日本ではないかと思えます。

大雨による河川の氾濫で一番重要なのは早めの避難であり、本町が大雨により浸水した場合の状況は平成31年2月発行のハザードマップにより町民に示され、避難に関する情報も周知されました。今後は、早めの避難がスムーズに行えるよう、避難訓練などを重ね大雨に備えることが重要であります。

また、町内河川・水路の氾濫を回避するため、護岸整備や安全で使いやすい堰の整備とその運用など、設備面での準備も必要だと考えます。そこで、大雨による被害から町民の命と財産を守るため、大雨の備えについて町の考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の御質問にお答えいたします。

近年、線状降水帯などによる大雨によって毎年のように甚大な被害がもたらされており、特に今年の7月から8月にかけては、全国各地で記録的大雨による豪雨災害が発生いたしました。被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

開成町においても、令和元年10月の台風19号により、町内水路の溢水や、初めて指定避難所を開設したことは、まだ鮮明に記憶に残っているところであります。

大雨による水害の発生が予想されるときへの対応につきましては、過去の溢水箇所などの水路を重点に、町関係職員及び町消防団による河川パトロール等の警戒活動をはじめ、河川の洪水予報や降雨量などの気象予報により指定避難所の開設や、洪水ハザードマップの想定雨量相当の降雨が見込まれるときには、災害発生前に全職員体制で応急対策活動に当たることになっております。

避難指示等の避難情報の発令に当たっては、酒匂川上流部の降雨量をはじめ、三

保ダムの放流量、河川水位等に基づき、以後の降雨予測や河川パトロール等の情報を含めて総合的に判断するが、行動しやすい昼間の明るい時間帯に避難できるよう早めの発令を行っていくとともに、刻々と変化する状況に合わせて緊急情報を迅速かつ正確に町民へ伝達できるよう、多様化された災害情報等の取得方法の周知に努めてまいります。

今後も、大雨による被害から町民の命と財産を守るため、町職員や町消防団での水害を想定した防災訓練、図上訓練等を計画的に積み重ね、継続的な訓練を実施してまいります。町民に対しても、町民一人一人が居住する地域の災害リスクや住宅の安全性等を考慮した上で、取るべき避難行動や適切な避難時期等を判断できるよう、引き続き洪水ハザードマップの周知、理解促進を図るとともに、防災講座や広報紙、町ホームページ等、様々な機会、媒体を通して水害知識の普及・啓発に努めてまいります。

水路整備については、現状の水路の維持管理をしっかりと行いつつ、市街化区域の宅地化に伴う農地、特に水路状況などを踏まえ、効率的な整備を行っております。水路整備計画は、第五次総合計画前期基本計画における実施計画の水路整備事業年次表において計画しており、水路整備箇所としては幹線水路の6か所を対象としております。進捗状況は、昨年度から着手した榎本水路の整備が完了することで、第五次総合計画後期基本計画の計画目標は達成をされます。

また、整備計画とは別に、水路の適切な維持管理を行うため、毎年必要な修繕も実施をしております。安全で使いやすい堰を維持していくため、町が管理している堰については5年に一度、全箇所点検を実施し、予防保全により計画的に修繕、管理をしております。

町内河川・水路の氾濫を回避するためには、町内に引き込まれる文命用水の水門の操作、町内に点在する堰の操作が重要であります。文命用水の水門管理を行っている酒匂川右岸土地改良区では、堰の遠隔操作の改修が行われ、きめ細かな対応が可能となりました。今後も大雨時に迅速な対応が図れるよう、引き続き連携強化に取り組んでいきます。

町内の各堰の操作については、受益者である農家の方、隣接者などに依頼をしており、水門や堰などの操作には酒匂川右岸土地改良区、農業関係者など、水路に関わる方々と連携し、引き続き町民の命と財産を守っていきます。

なお、酒匂川、要定川及び仙了川の町内二級河川においては、水害対策の観点から整備促進の要望を引き続き行っており、今年度は要定川と仙了川にリアルタイムで河川の増水状況が確認できる水位計や監視カメラの設置要望を河川管理者に行っているところであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

一定の答弁をいただきましたので、再質問いたします。

この夏、日本各地で大雨が降り、場所によっては大きな被害が出たり、9月に入って静岡県では緊急安全確保が発表されるなど、大雨に関する情報が頻繁にされている状況にあります。本町にも大雨と言えるような雨が何回かありましたが、幸いにも短時間であったため水路の氾濫など被害はなかったものの、いつ、どこで大雨が降ってもおかしくない現在の気象状況では、本町も十分な備えをしていく必要があるのは言うまでもないことだと思います。

新型コロナの爆発的な感染拡大がとどまらない状況の中で、国や都道府県からの対策要請は総理大臣や知事が先頭になって発信している状況を見ても、緊急時のトップの的確な判断と行動、強いリーダーシップが重要なのは明白であり、防災については、その最たるものだと思います。

したがって、現在、日本列島の各地で発生している雨や、これから本格的なシーズンを迎える台風に対する備えについて、現状での対策と中・長期に対策することに関し、町のトップである町長に考えを伺うつもりで通告しましたが、昨日の同僚議員の質問で町長は今限りで引退するという話があり、また、昨日の他の同僚議員の質問の中で先のことは次のリーダーにという話もありましたので、先のことでなく現状の対応が必要だと考えられる質問をしたいと思います。

町長3期目の中で、私は災害対応について3回、質問をしてきました。1回目は令和元年6月議会で本町における災害リスクとその対応について、2回目は令和2年3月にインフラ整備について町の考えを、3回目は令和3年12月に、これまで経験のない事態に対する町の対応について伺いました。その中で町長は、今、特に水害について、開成町が一番危惧している部分でありますという答弁をされ、大雨による水害が本町にとって一番危惧する災害という考えを示されました。

また、3期目の所信表明の中でも、水害対策の強化、酒匂川及び仙了川、要定川の浸水想定区域が更新されたことに伴い、今年2月に洪水ハザードマップを更新し、3月には浸水対応避難訓練を実施しました。町民の命を守るため、引き続き水害に対応した防災訓練を実施するなど、水害対策の強化に取り組んでまいりますと言われておりました。そこで、町長3期目の取組の中で水害に関して特に力を入れて進めてこられたことは何で、その成果はどうだったか、町長に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

最初に、ちょっと私の言い方で誤解があった部分があるかもしれませんので。昨日の話で。来年の4月まで任期がありますので、それまではしっかりと事業をやっていくのですけれども、その先の話、次のリーダーにという言い方もさせていただきましたけれども、やはり4月末まではきちんと町長としての責任は取るつもりでありますし、やっていくつもりでありますので、その辺は伝え方がちょっと昨日の

話としてはまずかったという反省はしているのですけれども、そういうつもりでありますので、災害に対してももちろんそうです。

山本議員が言われるように、いつ開成町においても水害発生、要は、一番は酒匂川がいつ越水するかというものも含めて、一番危惧しているところであります。そういった中で、今、コロナによってなかなか防災訓練ができなかったことがありますけれども、今回は、町の職員が一生懸命、コロナ対応の中で防止をしながら、どういう訓練ができるかというものをきちんと計画を立てて、各自治会においてもできることを、町としても文中の避難開設も含めて訓練ができたということは、すごく重要なことだったなという、改めて認識をしております。災害はコロナであっても来る可能性が高いという中で、今回、防災訓練をさせていただくことができました。

そういった部分で、昨日、たまたまテレビを見ていたら、防災関係のグッズやハザードマップの話が出ていまして、調査の中で4割の人は自分のハザードマップ、自分の家がどういう状況にあるかを気にしていないという話がテレビでもやっていたのですけれども、私はそこが一番気になっているところで。今、水害がという話の中で、開成町のハザードマップ、危険度がきちんと示されているので、全町民が改めて自分の家の状況、そこをまず自覚をしていただかないと、その後の避難場所、どのような経路で避難していくかということも、なかなか、これは無線で言っただけでは伝わらない部分なので。

これからも、きめ細かく地域を回って、ハザードマップの使い方を含めて認識、で、タイムラインというふうに、どのような形で避難したらいいか、どこに。刻々と地震とは違って水害の場合は状況が変わりますので、そういうことをもう少しきめ細かく、きちんと今後もやっていく必要があると感じております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

本題ではありませんけれども、町長が冒頭、言われたことは非常に大事だと思ひまして、今、改めてそういうお話があったことは非常によかったですと思いますので、あと8か月間、町長としての責任はきちんとやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

今年3月に発行された開成町地域防災計画ですけれども、これは、これまでの様々な経験や観点から、よく検討され、細部にわたってきめ細かく掲載があり、防災計画としてはよくできていると思ひました。その中の予防計画で台風、大雨による浸水の予防が掲載されており、実施する、あるいは充実する、推進する、そういうことが具体的に上げられています。私は、それぞれの内容がしっかり実行できれば、大雨に対する備えは大丈夫ではないかと思ひますので、その状況について幾つか確認したいと思ひます。

河川・水路の安全対策、改修の状況ですが、計画書では町内を流れる二級河川、酒匂川、要定川、仙了川について、管理を行う県に対して発生を減じるための様々な要望をするとともに、流域の市・町と連携を取ると掲載があります。県に対しては、具体的にどのような要望をどのぐらいの頻度で行い、最近の実績というか、実施してもらった成果、水位計や監視カメラの設置など、完了した内容などを聞かせていただきたい。また、流域の市・町との連携はどのようにされているのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

県への要望については、毎年、神奈川県の町村会を通じて、県の施策、予算に関する要望というのがあります。その中で、酒匂川については流域で持っているというような二級河川でありますので、町単独の要望ではなくて、足柄上郡統一の要望というような形の中で、これまで毎年、主には酒匂川になりますけれども、要望を行ってきたところです。

具体的には、河川整備の実施、特に護岸工事の内容を早期に実施するといった洪水対策の充実ですとか、また、二級河川、酒匂川の洪水対策の充実で、もう一步踏み込んで、静岡県、神奈川県の両県で管理する二級河川であるが、近年の激甚化する豪雨災害等を踏まえると、流域を一括管理し、有事に備えていく必要があると考えられるため、酒匂川の二級河川化に向けた調査研究を要望するといった、ちょっと踏み込んだ内容の要望も毎年少しずつ変えながら上郡合同で県に要望している、こういった感じで実施しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

町だけではなくて近隣と一緒に要望しているということですが、県からのリアクションというか、回答というか、県の動きについては、それに対してどうなっているのですか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

神奈川県のほうでは、実際、これまでに要望に対して、足柄大橋の下ですとか、新たに監視カメラをつけてもらったという実績も令和2年度にはあります。その中で、酒匂川河川の整備計画というのを今年の3月に策定しました。今後は、その整備計画に従って確実に必要な箇所の整備は進めていくという回答でありました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

そういう回答というか、方向性が出されているのであれば、確実に行われているかどうか、きちんとフォローして実績につなげていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、町内の水路については同僚議員が既に質問して回答されていますので、私は堰について、答弁の中にもありましたので伺いたいと思います。

町では、台風の接近など大雨の予報が出ると、防災行政無線を使って町民への警戒を呼びかけ、また、堰の管理者に対して開閉の対応依頼を行っております。町長答弁で、堰の操作は右岸土地改良区や農業関係者など水路に関わりのある方々と連携しとありましたが、令和2年3月に私がインフラ整備について質問した中で、町長から、農業従事者も高齢を迎えているので、そういう堰の管理ができない部分も増えてきていると。

自治会の中でも、場所によっては新設するには大変厳しいところもあるので、そういう部分については、きちんと町が役割分担の中でやるような方向で地域の人と話し合いをしているという答弁がありました。堰の管理で大きなところではなくて地元の農業従事者あるいは地域の方に任せているようなところについて、どういふうに町は携わり、どういふ話し合いをしているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

堰の管理につきましては、当然ながら土地改良区とお話をさせていただきながら選定をさせていただいているところも多数ございます。その中でも、やはり御高齢の中で対応がし切れていない場所もありますので、町としましては、台風等が接近する場合においては、事前に回りまして、堰等が外されていない場合においては、町の中でも協力して外すように努めているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

ありがとうございます。ぜひ積極的にやっていただきたいと思いますし、地域の堰の操作については、私の知っている内容では、操作する人を地域の中でどうやって選んでいくとか、大雨というか、かなり増水した中での作業ということで、不安もあるという声が聞こえてきています。そういった意味で、具体的にそういう話があった場合、確かに、これはもう危険だなとか、あるいはやり手が大変だなというときには、介添えしてもらったり町で対応していただけるのかどうなのか、その

辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本来であれば、当然ながら、堰は農業従事者の方のための堰でございまして、その方たちにやっていただくことが本来であれば大前提だと私のほうは考えております。ただ、当然ながら、市街化に伴いまして堰の利用等、新たな時代を迎えているところは考えてはおりますけれども、なるべく、町も関与はしますけれども、やはり地域の中で近くに住まわれている方と協力しながら堰の管理は考えていかなければいけないのかなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今の答弁のとおりだと思います。具体的には、農業従事者がやるというのが大前提だと思うのですが、今、課長がいみじくもおっしゃったように、そうはいっても、もう田畑ではなくて住宅地になってしまっていて、そういう水路に堰があるというのが町の中ではあると思うので、そういうところに対して農業従事者にといいわけにはいかないのも現実だと思います。

そういう中で、今、課長の答弁にあったように、ぜひ、町も一緒になって。町の防災であり水害に対する堰だというような観点から、ぜひ、かみ込んでいただいて、一緒になってやっていただくということをお願いしておきたいと思います。また、そういう声が地域からあった場合は、ぜひ御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、避難について伺いたいと思います。計画書では、避難体制等の整備ということで、有事の際の町民の周知や情報の伝達について記載があります。正確な情報を迅速に伝えることは重要なことだと思いますが、避難に関しては日頃からの周知や訓練が一番重要ではないかと。先ほど町長も、そうおっしゃっていましたが、浸水の場合、必ずしも町の定めた避難所に行くのではなく、丈夫な近所の建物に避難したり2階に移動するなど、避難の仕方についてもしっかりと理解を深めていくこと、また、定期的な訓練で速やかな行動ができるようにしておくことも必要だと思います。

特に、ハザードマップで浸水想定区域内の住民の皆さんには、こうした周知や訓練が現実としてどのように行われているのか、現状を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

先ほどの町長の答弁の中でも、町民一人一人が危機意識を持って避難行動ですとか避難時期が判断できるように、普及・啓発に努めていくと答弁させていただきました。そういった中では、水害など、地震も含めてなのですけれども、自然災害の規模が大きくなるほど、行政や消防ですとか自衛隊など、迅速に支援することが難しくなります。そういったことから、平時から自分の命は自分で守るという意識の徹底ですとか、水害リスク、また自らの判断で適切に避難行動が取れるように、先ほど町長の答弁でもありましたが、防災講座や広報紙、町ホームページなど、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行っているところでございます。

また、先ほど下山議員のところでもちょっとお話しさせていただいたのですが、女性消防団員が入団しましたので、うちの女性の防災安全専門員と一緒に、まずは吉田島地区のそういった高齢者の世帯を訪問して、水害に対する啓発ですとか、そういったものも今後、考えていきたいと思っております。引き続き、いろいろな場面で町民に対して、自分の身は自分で守るんだよ、いざというときには、こういときにはちゃんと避難するんだよというような啓発は行っていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

開成町というのは、本当に何か恵まれているというか、災害に対しては、山もなかつたり海があつて津波があるというようなところではないので、どちらかという町民の皆さんの防災に対する意識も若干、そういう山を抱えたり海を抱えたりしている地域から見れば薄いのかなと、これが現状ではないかと思っております。今、課長の答弁で、講習会を開いたり、いろいろなことでPRしているという話もありましたけれども、言いつ放し、やりつ放しではなくて、最後にお話があったように、女性の消防団員とか専門員の方を使って個別にでも、とにかく地域が限られていますから、しっかり、日頃、頭に入り身になるような、そういう展開の仕方をぜひお願いしたいと思います。

次に、気候変動という原因だと思っておりますけれども、ここ数年、世界各地でこれまで経験のないような自然災害が発生し、我が国でも同様であり、ここ数か月は国内のあちこちで大雨の報道がされるようになりました。このような中で、この3月に地域防災計画を改めて発行されたというのは、大変時期を得たタイミングのよい展開だと思いますが、この内容を確実に実施に移すためには、それなりに予算も必要ではないか。国内外で頻発する災害から町民の命と財産を守るというのは、行政にとって最も重要な仕事の一つだと考えますし、それに対する投資は優先されるべきだと判断します。

そこで、ここ数年、水害に対する予算の推移、どのぐらいの予算で計画を実施するような、そういう動きになっているのか、そしてまた重要課題という認識で予算

措置がされているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

すみません。水害に対する予算書を今、持っていないので、また後ほどお答えさせていただきますと思いますけれども、水害に関する予算でいうと、まず一つは洪水ハザードマップを改定したこと、また、それに伴う「まるごとまちごとハザードマップ」、東電柱のほうに啓発、そういったものが主な形でやってきました。それぞれの激甚化する、頻発化する自然災害に対して、防災に関する予算面というのも非常に重要になってきていることは事実であります。

ただ、一応、限られた財源で最大限の効果を上げられるよう、計画的な予算措置と効率的な執行に努めてきたところでございます。今後においても、必要な予算はしっかりと確保し、水害などの災害発生時に迅速かつ計画的な対応が図れるように引き続き努めていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

これまで大きな甚大な被害を受けているという状況ではないということがあって、どうしても予算に関して、限られた予算だからというふうの流れがちではないかと思うんですね。そういう面では、今の日本中の大雨の状況を考えたとき、開成町にいつ起こるか分からないという、そういう危機感を持ちながら予算編成もぜひ、課長が今おっしゃってるように、やってもらいたいと思いますので、また、これは予算のときに論議したいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大雨による水害の発生予想がされた場合、町関係職員及び消防団によるパトロールという答弁がありました。開成町消防団条例施行規則の第7条に、団員は次の事項を遵守しなければならないという中で、町民に対し、常に水、火災、その他災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持つこととありまして、水害時などに消防団の役割は大変大きく、災害時の備えに関して消防団は欠かすことができないと考えています。

そこで、消防団について伺いたいと思うのですが、先ほど同僚議員の質問の中で、定員108名に対して、実際、現在91名、17名の欠員が生じているという回答がありました。その中でも、9月に女性が1人加わったというのは非常に明るいニュースだと思いますけれども、こんな状態ということは欠員補充は必須だと思います。補充の動きを、どのようにされているのか。

近隣はもとより、全国的に消防団員は定数に達していないというのが状況だというのは認識していますけれども、でも、自治体によってはかなり充実した人数にな

っているところもあり、募集の仕方や魅力ある訴え方というか工夫で、募集にも大きな要素になると思います。こういう状況を踏まえて、消防団で今、募集の状況について、欠員補充の対応と募集の状況について伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

御存じのとおり、先ほどの答弁でも言ったとおり、現在91名ということです。ただ、10月1日にもう1名増える予定、それは男性なのですけれども、増えて、10月1日現在で92名の予定を、今、予定しているところです。ただ、いずれにしても10名以上の欠員という形になっておりますので、平成29年から、町では消防組織強化推進連絡協議会、これは行政、消防団幹部、消防団OB、自治会、企業等々、協議会の中に入れてもらって、定期的な定例会での意見交換、また全自治会長、全防災部長を集めての消防団幹部との受持ち地区の現状について共通認識を図りながら、団員の確保に向けて、今、日々、行っているところでございます。

議員が言われるとおり、現在は火災の消火活動だけではなくて、風水害など多数の動員を必要とする大規模災害時には、警戒活動、災害防御活動、避難誘導など、町民の安心と安全を守るという非常に重要な役割を消防団は持っているということです。この協議会等を通じて引き続き団員確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

おっしゃっていること、そのとおりで、ぜひ、そうしてほしいのですが、町民の中には消防団の募集について、町が必死にやっているような状況が見えないとか、もう少しツール、例えばポスターにしても工夫を凝らして開成町の消防団の魅力を訴えるような、そういうツールの工夫も必要ではないかという、いろいろな声を聞いています。そういう面では、ぜひ、町民の皆さん、みんなが今、消防団が不足していて大変なのだなというような、そういう状況とか、あるいは消防団に対して魅力を感じるような、そういうPRグッズを研究されながら、できるだけ定数に近づけるような努力は今後もぜひお願いしたいと思います。

それでは、時間もそろそろなので。大雨についての備えというのは、私は素早い情報の入手と、それをいかに敏速に分かりやすく避難地域に伝えるか、また、避難が速やかにできるよう、特に避難区域の住民に対し日頃の周知・啓蒙活動が大事であり、その上で定期的な訓練、そして有事の際の的確な対応体制だと思います。そういう観点から質問しましたが、何より重要なのは、防災に対する町のトップの町民の命と財産を守ると、何としても守るという強い思い、そして有事の際の

的確な判断と強いリーダーシップだと考えて、この通告をしました。

しかし、町長の昨日の引退の発表で私の質問もちょっと変えざるを得なくなった部分もありますけれども、当面の課題について伺いましたけど、きめ細かに作成された地域防災計画がありますので、ぜひ、この計画に沿ってしっかり防災活動を行い、また、有事の際は敏速に対応して町民の命と財産を守っていただくよう、担当各課の連携や、あるいは消防団、関係機関との連携、それから速やかな動きに期待して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

これで8番、山本研一議員の一般質問を終了とします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時28分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

6番議員、星野洋一です。

通告に従いまして、1項目、質問いたします。それでは、通学路における開成駅前南側交差点の横断方法について問う。

開成南小学校への通学路については、平成29年4月から、開成駅南側交差点を2度横断する通学方法に変更されました。開成駅南側交差点では、和田河原開成大井線と県道720号線を2度横断することで、危険性が大変高くなると考えております。同交差点の北側の横断歩道を1度で渡ることについて済む横断方法にし、仙了川交差点を横断することにより、児童が車へ巻き込まれる危険性が激減すると考えております。昨年9月15日から、大井町方面から右折する車については、新たに右折信号機が設置されております。これにより、児童が右折時に事故に遭う危険性がより減少したことで、横断方法の再考が望ましいと考えております。

よって、次の事項を質問いたします。1、平成29年4月の通学路を変更した、その後、交差点横断時の危険性の検討結果は。2、児童の日頃の交差点の横断状況をどのように把握しているのか。3、現状調査により、開成町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路の再度の検討を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

それでは、答弁の前に、日頃から町内の幼児、児童・生徒の防犯、交通安全のために多くの方に御尽力いただいていますことを、この場をお借りして感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

では、星野議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の平成29年4月の通学路を変更した、その後、交差点横断時の危険性の検討結果は、についてお答えいたします。

現在の通学路につきましては、足柄紫水大橋完成時に町内全体の通学路の見直しを行い、より安全な経路について協議を行い決定したものです。これまでも、交差点横断時の危険性や危険箇所の確認等、通学路全般に関わる安全性の確認や検証作業につきましては、開成町通学路交通安全プログラムによる合同点検により実施しているところです。

御提案の和田河原開成大井線と県道720号線の交差点北側の横断歩道利用につきましては、通学路見直しの際に、南足柄方面から大井町方面に向かう車両が開成駅方面へ左折する際に児童との接触リスクが比較的高いことから、警察からの助言もいただいた上で現状の2段階による横断としております。なお、2段階で横断するため、信号待ちの際、歩道上に児童の滞留が生じることはありますが、歩道の幅員の広い現在の通学経路が最も安全であるとの判断から決定に至ったものです。

現行の通学経路上におきましては、これまでも通学時の子どもが関わる接触事故等は1件も発生しておらず、御提案の経路を含め、考えられる経路の中で最も安全であると認識しております。

2つ目の児童の日頃の交差点の横断状況をどのように把握しているのかについて、お答えします。

日々の交差点における横断状況の把握につきましては、毎月1日及び15日に実施している登校指導日での町内パトロールにおきまして、全町の交通安全確認を実施しております。これ以外にも状況把握の方法は様々ですが、各地域で御協力いただいている見守り活動のボランティアの皆様からの情報提供や、地域代表の皆様の参画により開催する開成南小学校学校運営協議会の席上でも委員の方から同様の情報や意見が寄せられ、通学路の安全状況や安全対策等について、地域と学校が連携して意見交換を行っております。

また、毎年度、園・学校との連携による交通安全担当者会議を開催し、園・学校の担当者と共に通園・通学時における危険箇所の特定作業を行い、抽出した危険箇所について、警察や県等の関係機関と情報共有や意見交換、合同点検の実施に基づき、通学路等の安全対策事業の具体化や予算化等につなげるよう努めております。

3つ目の現状調査により、開成町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路の再度の検討を、についてお答えいたします。

現状調査については、毎年度ごとに各園・学校の交通安全担当、教育委員会事務局、町の道路所管部局等、関係機関が一体となり、各園・学校から報告のあった危険箇所等を対象に合同点検を行っております。園・学校による調査や合同点検の結

果を踏まえて、総合的に関係機関への改善要望や必要な安全対策を実施しておりますが、現状の通学路につきましては、変更から5年の間、児童数や交通状況等の変化がある中においても通学時の事故は発生していないことから、現状の通学路を維持していきたいと考えております。

引き続き、多くの地域や関係機関の皆様にご協力をいただきながら、児童の安全・安心を守るために最大限、努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。

それでは、一定の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、平成29年4月の通学路を変更した、その後、交差点横断時の危険の検討結果は、1番について質問をしていきたいと思っております。

答弁の中では、交差点横断時の危険性、通学路全般に関わる安全性の確認作業は、開成町交通安全プログラムにより合同点検によって実施しているとのことですが、平成29年4月の通学路の変更、これ、かなり大きなことだと思っておりますが、通学路を変更した後にどのような検証が行われたのか。この合同点検ということでしょうかね。これを、どのように行われたのか、また、その結果はどうだったのか、その辺のところをお答え願いたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

検証につきましては、通学路を見直す際に事前に検証してございます。検証した結果、見直して現在の通学路となっておりますので、一定の検証については通学路見直しの前に行ったという認識でございます。その上で、言われるような、その後の状況把握ということで、パトロールですとか集団登下校の際に担任なり引率の先生が目視するなどの点検作業をしている状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

若干、補足をさせていただきます。

通学路の変更以前は、駅前の交差点を西側に渡らせる。中家村、下島の子どもたち。そして、今、マンションになっている、あそこの狭い歩道を歩いてホテル開成のほうへ曲がる。ここも歩道が狭く、車道との境が曖昧であるなどの理由から、そ

して仙了川に出て、仙了川でも滞留が起こるなどなどの理由から、通学路を見直していこうと。ちょうど、その折に開成南通りが開通、29年ですけれども、それから幼稚園の横の開成中央通りが開通などというような時期が28年頃。29年からは、そういう、より危険である歩道の狭い場所ではなくて、より広い歩道のある今の経路を通して、ましてや信号もある、歩道もあるという中で、より安全ではないかというところで、事前の検討の中で、そういうルートをとる。それまでの通路と比較したときには、今の変わったあの通路のほうが大いに安全ではないかというところで行ったところと聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

教育長のことは、よく存じております。狭いところを、開成ホテルの横、本当に柵もなければ何も無いところを子どもたちが狭い中を歩いておりました。反対側から人が来ると、はみ出て歩かなくてはいけないような、非常に狭かったので、通学路の変更、向こう側にしたということは、私はある程度は正しかったと思っております。あのままで、非常に危険ではありましたので。

それも踏まえて向こうに直したということなのですが、私としては、先ほど通学路を見直す前に検証して、そして通学路の変更を行ったということでしたので、ただ、その後に、結果的には、すぐには検証を行っていないという感じなのですかね。そのほかに、年に1回の検証をしているのだとは思いますが。

私のほうに、今、手元にあるのが、「インフォメーション」というペーパーがあるのですが、開成町学校地域安全推進委員会、この中の通学路の合同点検とは何かを考えてみようというのが、令和4年5月25日発行のものが今、手元にあります。これによつては、「通学路安全確保のためのPDCAサイクル」とうたっております。一番最初にP、プランを立てて、D、行うのです。そして、チェックが必要である。合同点検実施。このPDCA。

変えたのは変えましたが、前にしっかりと調べたから、その後、検証はあまりやっていないというのは、この紙に書いてあることからすると、本来だったら、それを変えたのだったら、そこでしっかりとチェック、PDCAのチェックをしなければ、変えた時点の本当にそれで安全なのかどうか、その辺のところのはっきりした答えが私は出ないのではないかなと思っております。それに関してはどういうふうにお考えになっておりますか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

PDCAの前提として、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、園・学校の

担当者が通園・通学時に危険箇所を洗い出すという作業をしております。その中に上がったものに対して、このP D C Aを回すというような毎年度のやり方をしておりますので、今、星野議員がおっしゃられている箇所については、基本的に危険箇所として担当者からその場所が上がってこないということになりますから、このP D C Aのサイクルには該当しないということに現時点ではなっておりますし、先ほども申し上げたように、結果として事故等が発生しておりませんので、ここのP D C Aのサイクルのものには該当しないということになります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

そここのところには該当するものがなかった、当たるものがなかったという感じで、上がってきていないということなんではないでしょうか。

ただ、ここのP D C Aサイクル、これは年に一回、後ほど出てくるとは思うのですが、これを毎年、行っているはずなんではないでしょうかけれども、調べる仕方、これが、では、いつの状態を調べているのか。通学時の時間ではなくて、ほかのときに回って現状を調べて、ここは危ないのかどうか、そういうやり方をしているのか、それとも、本当に子どもたちが朝、通学時、通っているところ、そこまでしっかり見て調べていらっしゃるのか、その辺というのはいかがなものなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、通学路の考え方なのですが、通学路につきましては、原則として県や町が管理する既設の道路で公道であるということ。2点目として、横断箇所は横断歩道、信号機または横断歩道橋が設置されていること。3点目として、児童の通行をより安全に確保できること。ちょっと、ぼやっとしてはいますけれども。それから、人家や歩行者が適度にあり、登下校する児童の人的見守りがより多く確保されること。要は、防犯上の観点です。それから、その他として、児童の通学路として適切な道路環境であること。適切な道路環境というのは、卑わいな広告がないとか、ポスターがないとか、そういう意味も含まれています。通学路につきましては、交通安全と防犯安全、この2点を精査して今の通学路が設定されているというのが通学路の考え方です。

P D C Aサイクルの件ですが、残念なことに、今は担任はコロナの関係で登校する子どもたちの健康観察をせねばなりません。クラスター発生の危険が十分あります。ですので、1日、15日の登校指導には、現在、参加できていない状況です。ですので、ここ1、2年は、そういうわけで、子どもたちの登校時の観察は残念ながら多くはできていない。ただ、通勤途上で観察をしたり、あるいは登校する子ども

もたちからの訴えや保護者からの情報提供等々の情報を踏まえて、このインフォに出ているような状況をつくっているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

なかなか、今、コロナ禍において見るのがなかなか難しい、そういう現状もあるということで、その辺のところを検証というか、見守るのは難しいのかなというのは今のお話で理解はいたしました。

答弁の中に、南足柄方面から大井町方面に向かう車両が駅方面に左折する際、ああ、ごめんなさい、南足柄方面から大井町方面に向かう、そこのところで南側の交差点で左折する、要するに駅のほうに曲がる際ですね、児童との接触が比較的高いことから、中に答弁があって。どうしても左折のリスクが高いのが警察の助言があって、そちらのほうはちょっと危険だということになっているという説明になっておりますが、ここの交差点の左折のリスクが高い、これが警察の助言というのは、どのような内容の助言だったのか。ただ単に左折が危険であるというだけの言い回しなのか、いやいや、こういう理由があるから危険だよという助言なのか、その辺のところをもう少し細かいところを教えてくださいませんか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。

ここの通学路見直しに際して、当初、学校のほうの通学路の変更案といたしましては、今、星野議員が言われている北側を横断して仙了川のところを横断するという案でございました。ただ、先ほどの会議の中で警察の助言として、今、おっしゃっている南足柄側から大井町側に来る車、ほぼ朝の時間帯は渋滞をしているような状況で、開成駅側に曲がる時に児童と接触するリスクがある。それに加えて渋滞の拡大につながるということから、ここは避けたほうがよろしいのではないですかという警察からの御意見がございまして、今の、まずは北側から南側に渡して、東側から西側に渡る2段階の通学路に至ったということが経緯としてございますので、そちらについては、そういうことで今の経路になったと認識してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

若干の補足をさせていただきます。

南足柄方面から駅方面への左折車両については、インからインですので、ドライ

バーにとっては急カーブになるわけです。紫水大橋方面から駅に曲がる車については、インからインではなくてアウトからアウトなので、若干、見通しがいいと。多分、警察等は、そのような御判断をされてサジェスチョンをいただいたのかなと思っています。

それから、同時に、ちょっと先ほどの質問に戻ってしまうのですが、P D C Aサイクルの中で、やはり右折信号がないぞと、車も思い切り混むぞと、無理やり入ってきて危険だぞという情報もいただいたので、そういう施設の面では町長部局にもお願いして、右折の信号についてのお願いを数年間した結果で今の右折信号ができた。これもP D C Aサイクルの1つの成果だと思っていますのでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

実は、私、皆様にちょっと見ていただきたいものがある。これ、私が数日間、車がどのように通るか、しっかりと台数を数えたり、いろいろなことをしているのですが、下が足柄紫水大橋ですね。上が南足柄です。こちらが開成駅ですね。それで、こちらが栢山のほうに至るということになっています。本来は、ここを私は通りたいという意見を出しています。

ただ、現時点ではAコース、駅から紫水大橋、Bコース、紫水大橋から栢山、ここも実は子どもたちが渡るの、ここも左折で関係してきます。栢山から紫水大橋に渡るCコース、これも、このところの信号機のところに子どもたちが渡っているところに関係します。A、B、C、この3つの関係を足すと平均台数は、7時20分から8時10分の間の50分間、これは計測したのですけれども、平均すると約194台、ここを通過しております。先ほど言った、私のほうで、直接、ここを渡るということ、仮にDコースと書いてありますけれども、Dコースの車両台数というと72台なんです。

実は、車両の比較でいくと2.7倍、今のコースのほうが危険と。あくまでも確率の問題ではありますが。台数的には、非常に多いところを渡らせている、それも、さっき言った内側の、中に曲がるということに関しては同じなんです。内側にインで入ってきますから。だから、見通しは悪くなるはず。そういうところがあって、ここが台数が多い。結果的には危ないのではないかと、私の意見としては。

結果、ここを直接、1回渡って紫水大橋、このところをこちらに渡ってくるのですが、ここから要するに子どもを巻き込む左折のところというのは、実は、50分間計測しても10台いないのです。そう考えますと、現時点のこの3つのA、B、Cを足した197台よりも、Dのほうが明らかに安全ではないかと。確率の問題だから、その辺のところは非常に何とも言えないというのはあるかもしれません。

ただ、もう1つ。要するに、交通渋滞を招くということに関してなのですが、私、毎日、これをいつも見ているのですけれども、実際には子どもたちがこの渋滞の

ところを、では、どこの時間帯に通るかという、7時35分から7時50分までがピークで15分間なんですよね、ほぼ。だから、この時間に対して交通渋滞を招くのが。まあ、若干、招いてしまう。確かに、そのとおりだと思っています。それで安全を担保するのか、そうでなければ交通渋滞のほうをよしとするのか、その辺のところは微妙なところであります。

もう1つ。南足柄から開成駅のほうに曲がる左折の車というのも大体、調べているのですが、1回の信号で曲がる車は3台から5台ないんですね。問題なのはバスということがあるのですけれども、バスは10分間に4台ぐらいですかね。だから、そういういろいろなトータルのことを考えて安全性を考えるということを私は取って、今回のことを質問しているのですけれども。

その辺のところの、要するに、私がさっきから言っている、その後の、やった後の危険性の検討というのはどうなっているのかというのが、こういうところは私は知りたくて。現実的に、今、こうですよというのが私は訴えたいところで、その辺のところをどのように捉えているのか。その辺のところをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

先ほどDコースとA、Bに同じイン、インというお話がありましたが、ドライバーからするとちょっと違うんですね。同じイン、インなのですが、A、Bは、そこに子どもがいるのが分かっているインなのです。Dのほうは、あちらから子どもが来るといふインなので、そこが若干、運転者側の意識として注意の仕方が違うようなのです。ちょっと専門的な部分は分かりませんが、というような状況があるということが1つです。

それと、安全性の確保、担保ということですが、とにかく先ほどの通学路、経路を選ぶときの条件のように、広い歩道があって、信号機があって、歩道があるという観点からすると、本当にここは通常ならば安全なルートなのです。選ぶ上では、条件にぴったりなのです。多少、台数があるとしても。というところで、ちょっと学校にも聞いてみましたが、ここの交差点を渡らせることについてということでは、特に学校には何も情報が入っていないということはいいただきました。ただ、学校運営協議会で話題には出たよというところの状況のようです。

そのようなお返事しかできませんけど、以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

今、そういう、こういうところが危ないのではないかと、見方の問題とか、いろいろ分からないところも言っていただきましたけれども、とりあえず、こういう

現状であるのだということを私は知ってほしい。それを考えて、これからどのようにするかというのが一番大切で、その状態を分かっていない状態。

年に一回、こういうプログラムでやっていますよみたいなことはありますけれども、本当に、私、毎日見ている、では、そういう方が来て通っているところ、子どもたちを見ているのかなという。ちょっと失礼な言い方になりますけど、私、気がついたことがないです。だから、多分、現状は、その時間の現状というのは知らないのではないかと私は思っています。ただ普通の日中に歩いて、こここのところは危ないねとか、こここのところは陰になって見えないねとか、多分、現実ではなくて、後から見て危険を考えているのではないかなと、私は、そう推測しています。

先ほど、学校とかから問題点として上がってきていないよと、お話を今したと思うのですが、それは現実のところ気づいていらないから上がってきていないのかなと。私は、特に、見ていると、非常に危険なのではないかなと、いつも思っています。子どもたちが何回か、実際、車にちょっと当たりそうになったこともありますし。

ついこの間も、この間といっても大分、ちょっと前になりますが、車同士、両方でね、栢山のほうと駅前の方から両方来て、右折、左折するので、あそここのところで車同士が実はぶつかっています。たまたま子どもたちが来る、通学する時間のちょっと前だったので、全然問題なかったのですが、実は、そういう危ないことも実際は起こっています。そこに子どもがいたら嫌だなと、嫌だなというか、本当に危なかったなと思って。私、その後も車がぶつかった状態を見ていたので、すごく心配はいたしました。

そういうことを考えて、現実をしっかりとやらなければ問題は解決しないというのが私の考えなのですが、その辺のところをどのように考えていらないのかというのは、いろいろあるのですけれども。現実的に、今、もう2番の児童の日頃の交差点の横断状況をどのように把握しているかに入ってしまった、なっているのですが、実際に、そのような現実があると。さっき言ったように、それが上がってきていないよということは、あまり見ていらないのかなという、ちょっと失礼な言い方ですけど、そのように感じるところがございます。

時間的に、ちょっと迫ってきましたので。3番の現状調査により、開成町通学路安全プログラムにのっとり再度の検討はどうでしょうかと私は考えているのですが、これ、先ほど言った現状の調査、調査方法をもっとしっかりと把握するべきではないかなということを最も私は言いたいところでして、これに関してはどう考えていらないのか、その辺のところをもう少しお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、通学路交通安全プログラムというもののにのっとり、通学路の変更をという

お話も出ているのですが、交通安全プログラムにつきましては、通学路の見直しを行うチームではない。前提として。今の通学路の経路上の安全はどうかということになることが主なのです。トータルとして、この経路はいかなものかということになる可能性は当然ありますけれども。提言として。特に、地震時にブロックが壊れやすくなっていないかとか、あるいは歩道の線が消えていないかとか、手すり等がぐらぐらしていないかとか、側溝に落ちやすいかとか、そういう登下校における経路上のより危険な箇所の点検をしていて、それを提言として出して、チームを組んで予算化をしたり警察に依頼をしたりというところを主な仕事としています。

結果として、危険なところばかりだから通学路を変更したほうがいいのかという提言も、もちろんいただくことも可能なのですけれども。そういう意味で……。

○議長（吉田敏郎）

ちょっと、そこ、静かにしてください。

○教育長（井上義文）

子どもたちから情報を集めたり、先生方が子どもと共に歩いたり、家庭訪問のときに通学路、自転車で一緒に行ったりなどなどの現場は見て回っています。このチームについては。ただ、子どもたちと一緒に登下校するかというところは、勤務上、なかなか難しい。ただ、出勤・退勤時にルートを見て回っているというようなことはございます。

すみません。以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

今のお話、開成町通学路安全プログラム、これは、そもそもが通学路を変えるものではない、その場所場所の安全を調べるためのものだという今の説明なので、それを考えると、では、このまま危険でもなかなか変えにくいのかなというふうな。本当にそういう意見が上がってきたら変えるかもしれないですよという今、お話だと思うのですけれども。私としては、危険なものは、できるだけ少なくしていくべきものではあると当然考えていますし、その辺のところをもう少しよく見ていただくべきものではないかなと考えています。

変更から5年間、事故が発生していないということで、一番安全だろうという答弁はいただいておりますが、私も、さっきからずっと話しているように、まずは現状。勤務時間の関係上、なかなか、その時間を調べるのは難しいんだよというお話は今、伺いましたけれども、勤務時間が難しいから、では、そのまま残していいのかどうかというところ、私は、子どもたちのことを考えると非常にそれはまずい。やはり調査はしっかりしないと、状態を理解できない。

そういうふうに見ただけだと、実は、子どもたちが危険なまねをしているのか。結構、登校時に、歩道の横と道路の真ん中の出っ張りの、こう、ずっと来てい

ますよね、あそこに乗ってずっと歩いてきてしまう、そういう子どもたち。あと、信号機のところで、ヨーイドンで、もう駆け出す子どもたち。まだ車が来る可能性はあるので、いつも子どもたちに「危ないよ」とは言っているのですけれども。そういうことも含めて、やはり現状をもっとしっかりと把握する、それが、私、一番大切ではないかと思っているのですけれども、このことについて、どうでしょうか。朝の登校時間の調査、これ、してもらえませんか。その辺をお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまのことについて、お答えします。

まず、現状把握しなくてよろしいかということですが、あるいは勤務の関係で放っておいてよろしいのかということですが、そんなことは決してございません。これは、強くお話しさせていただきます。そうでなければ、子どもたち、こんなに安全には過ごせません。というところです。

それから、現状把握については今後も努めさせていただきたいと思っておりますし、同時に情報をお寄せください。

○議長（吉田敏郎）

星野議員、よろしいですか。今、町側から、今の御質問の中の交差点を2回渡るの是非常に安全だということで、先ほどから同じような答弁が出ているのですけど、星野議員のおっしゃるのは分かるのですが、それに対して、今、星野議員がおっしゃる方向性のほうが、より安全なんだよということを示すことで質問したほうがよろしいかと思うのですけど、いかがですか。そうすると、答えが同じことが返ってくるし、星野議員がおっしゃる、こちらのほうがこういうわけで安全なのだよということをお示しして、そういう質問をしたほうがいいのかと思うのですけど、いかがでしょう。ちょっと時間もないのですけれどもね。

○6番（星野洋一）

そのことについては、先ほどこちらで説明したように明らかにこちらの方が安全ですと、私はもう示しているので、それに関してはちゃんとやったつもりでいます。ただ、今、お話があるように、安全プログラム自体が変えるものではないということだったので、それでは、しっかりと朝のところの調査を今、お願いできますかと、今、教育長にお話をしたところのことです。私がこういうことをちゃんとやっているの、それについては私は問題ないと考えておりますので御了承ください。

もう時間がなくなってまいりましたので。この時期、まだ暑い中、本当にマスクをつけて汗をかきながら、でも、楽しそうに子どもたちは通学をしているんですよ。本当に、それを、いかに安全を考えて子どもたちにやってやれるか。子どもたちが事故に遭わないように、本当に、それが一番大事。子どもたちが安全で事故に遭わないということが私が一番考えていることなので、それについて、本当に私は言いたいのです。

だから、本当に、できる限り情報を集めて、ベストな通学方法を検討していただきたいということの私の願いを込めて、今、こういうお話をしているので、その辺を酌み取っていただきたいというのが今の質問なのです。なかなか、その辺のところを分かっていただけたかどうか分かりませんが、そういう状態ですので、よろしく願いしますということです。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

大変ありがたい御質問だったと受け止めております。やはり子どもたちの健康、安全、防犯の視点から、常々、見直しということは、もう必要なことでございますので、よい機会を与えていただいたなと思っております。今後も学校は、交通モラルについては、幼児、児童・生徒、発達段階に応じて指導は続けさせていただきたいと思っております。同時に、これまでと同様に地域の方々にも見守りをよろしくお願いしたいなというところです。

ちなみに、PTAにつきましても、月に2回、10日、20日、独自で立番をしたりとか、あるいは15日については挨拶・見守りの日ということで、マチコミメールでPに発信をして、みんなで登校、一緒に保護者もしようよなどということなどの働きかけもしてくださったり、当番制で街頭に立って交通安全を見守ってくださるというような学校のPTAの活動もあることも、一応、御紹介させていただきます。

町民の皆様方の皆様の御協力、見守りで、今後も子どもたちの安全な登下校、教育委員会も当然、努めさせていただきます。よろしく願いします。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

本当に子どもたちの安全、ぜひ、よろしく願いたします。それをお願いして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで、6番、星野洋一議員の一般質問を終了とします。

暫時休憩といたします。再開を14時30分とします。

午後2時14分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時30分

○議長（吉田敏郎）

日程に入る前に、連絡事項を申し上げます。

令和3年度会計の決算認定が提出されておりますので、田中章代表監査委員に議

場への出席をいただいております。

それでは会議を開きます。

日程第2 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。固定資産評価審査委員会委員のうち一人の任期が令和4年11月10日をもって満了になるため、後任の委員を選任したいので提案いたします。

なお今回選任したい秋谷勉さんは、昭和59年4月から37年間にわたり開成町職員として町行政運営に携わってこられました。この間、税務課職員として6年間税務事務に従事するほか、様々な部署や役職を経験する中で税務事務を含んだ町行政全般について幅広い見識をお持ちで、固定資産評価審査委員会委員に適任と考え、選任をお願いするものであります。任期は令和7年11月10日までの3年、参考までに略歴を添付しておりますので御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長より説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第38号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。定年年齢の引上げに伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける必要があるため、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第38号について、御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明申し上げます。

定年年齢の引上げに伴いまして、国家公務員においては人事院の意見の申出を踏まえ、当分の間全国一律に60歳を超える職員の俸給月額を60歳時点の7割水準に設定するものとされてございます。地方公務員の給与は国家公務員に準じて条例で定めることとされておりますことから、本町においても本年6月定例会議においてお認めいただいた定年年齢の引上げに伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるため、条例改正を行うものでございます。

それでは1ページお進みいただき、2ページの条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず第2条の改正は、正規の勤務時間の意義を明確にするため、今回の改正に合わせて「開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する」の字句を追加するものでございます。第4条第9項の改正は再任用職員に関する規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に関する規定に改めるものでございます。第4条の2を削る改正は、第4条第9項の改正により再任用短時間勤務職員に関する規定が不要となることから条を削るものでございます。

1ページお進みいただき、3ページを御覧ください。3ページの第9条第3項第2号の改正、第11条第2項の改正。4ページにお進みいただき、第16条第3項の改正、第17条第2項第1号及び第2号の改正、第17条の2の見出しの改正は、「再任用職員」の字句を「定年前再任用短時間勤務職員」の字句に改めるものでございます。17条の2の改正は、定年前再任用短時間勤務職員には適用されない条項として、昇格・昇給等に関して規定する第4条第2項から第8項までを追加するものでございます。

1ページお進みいただき、5ページを御覧ください。制定附則に8項を追加する改正でございます。附則第14項は60歳超の職員の給与月額の7割措置について、附則第15項は7割措置が適用されない職員について、6ページにまたがったの記載となりますが、附則第16項は役職定年によって降格された職員への管理監督職勤務上限年齢調整額の支給について、附則第17項は7割措置後の給与月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額が職務の級の最高号給の給与月額を超えることができないことについて、附則第18項及び1ページお進みいただき、7ページの

附則第19項は給与月額7割措置が適用される職員のうち、監督職勤務上限年齢調整額を受ける職員との均衡上、特段の措置が必要な職員等に関する給料の調整について、附則第20項は管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を受ける職員の期末手当・勤勉手当の算定について、附則第21項は給与月額の7割措置等の細則を規則に委任することについて、をそれぞれ規定するものであります。

新旧対照表の枠外の下側を御覧ください。別表第1の改正でございます。別表第1の一般職給料表について、「再任用職員」の字句を「定年前再任用短時間勤務職員」の字句に改めるものでございます。

本条例の附則でございます。附則第1項は本条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。附則第2項から8ページの附則第6項までは、暫定再任用職員に関する経過措置を定めるものでございます。附則第7項は開成町職員の育児休業に関する条例第16条において、育児短時間勤務職員の給与に関して給与条例の再任用短時間勤務職員に関する規定を読み替えて適用するものを定めてございましたが、給与条例の改正に伴いまして、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を読み替えることとするために第16条の表を改めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認的な質問になってしまいますけれども、御説明のほうよろしく願いいたします。

まずこの定年延長について確認したいんですけど、60歳到達後に退職して再任用短時間というようなところを選択ということもできるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

佐々木議員がおっしゃるとおり、60歳に達した日を境に、選択肢が幾つか出るという状況でございます。ただ、管理職から下の級に落ちるといったところは異動日という、異動の期間が4月1日までございますので、直ちに異動すると限ったものではございません。

ただ、先ほど申したとおり様々選択肢として、その時点で辞めるという選択肢もございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

じゃあ61歳以降の働き方として、このフルタイム、またこの短時間ということ、どちらか選択ができるというような形なんですか。ちょっとその辺確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず通常どおりいけば年度の切替えというところが1つのタイミングになろうかなというのが一般的な流れになると思います。したがって、1つの例で申し上げますと、60歳に達した日の3月31日をもって、先ほどあった1つは辞めるという選択肢、もう1つは大きな選択としてはフルタイムでそのまま引き続き勤務をするのか、あるいはフルタイムではなく勤務時間を少し減らして勤務をするのか、その2通りの選択肢が大きな分かれ目としてございます。

短時間で勤務を選択するといった場合には、一旦辞めないといけないというのが今回の制度になってございます。一回辞めた上で、退職金まで支給されて、改めて再任用短時間という形の中で任用して、職に就くという形になってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

すみません、もう1点ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、今の答弁の中で定年退職後、この給与7割という御説明がありました。これ基本的にフルタイムの方への対応なのかなというふうに思うんですけども、ちょっと質問続けさせてもらいます。そうだとしたら、場合によっては週何日、4日とかですね、勤務の短時間を選択した方のほうが給料がちょっとあがってしまうとか、何かそういう形にならないのか、何かちょっと見た感じ、しっかりとした計算というのは私もなかなか難しいのであれですけど、そういうパターンというのは出てこないのか、その辺だけ確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

様々なパターンが出てくるというのは議員の御想像のとおりかなと思います。ただ、基本的に60歳に達した職員、それ以降の働き方については、先ほど定年というお言葉をおっしゃいましたが、定年については段階的に65歳まで延びるという形になります。65歳が最終的には定年という形の中で、60歳を超えたときに

どういふ選択をするかと。その中でフルタイムで働かれる場合には、先ほど御説明した7割措置が適用されます。あともう1つの選択肢として、短い時間、フルタイムでない時間で、短時間で働かれる場合は一旦辞めるという行為がございますので、そこで改めて新しく任用して、本日御説明している新旧対照表の欄外にございます給与表のほうの適用になると。その結果、基本的には職務の内容に応じてそれぞれのパターンでも職務の級を当てていくという形になりますので、若干不均衡みたいなことは生じる可能性はありますが、極端な不均衡の場合には調整の額は払うというような規定も今回盛り込んでおりますが、基本的には給与条例の金額のとおり適用していくものかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

参考資料のほうに、一番下に算出例って出ているんですけども、例えばこのパターンで行ったときには、これが7割になって一番下に⑤があるんですけども、ここがベースになるのかと思うんですが、いわゆる年収ベースでいくと、この例でいくと税込みというのはどのぐらいの金額になるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません、この例の年収というのはちょっと計算してみないと分からないんですが、基本的にこの例はフルタイムで勤務を継続した場合の元管理職の例を、例として掲げてございます。したがって、俸給月額12か月分、それに各種手当、期末手当、勤勉手当も通常の職員どおりに支給されるというのが原理原則になってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

武井議員、マイクを前に。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

算出は分からないというか、通常のものがつくということですが、一般例としてこのパターンだとどのぐらいに大体なるんですか、税込みというのは。それ示せないんですか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

すみません、ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に俸給月額を1.2倍していただくのと期末・勤勉手当を上乗せしていただくのと、あと地域手当が5%上乗せされますので、その計算になるんですけど、すみません、今ここでそういう細かい計算はできない状況になりますので、御想像していただければなと思っております。

すみません、議長。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長、どうぞ。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

すみません、今ざっくりなんですけど、おおよそ750万円ぐらいというレベルになると思います。もちろん人によって各種手当が違いますので、ざっくりとした数字で750万ぐらいということで御承知おきください。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうしますと、今後65歳に定年を延長していくという考え方で、管理職というかわかっていくという形でありますけれども、やっぱりその年収ベースで考えているとある程度の責任を持ってしっかり働いていただける、もちろんそういった能力だとかスキルがあるわけですから、そういったところもしっかり考えていかないと、120人から30人の組織の中ではやっぱりそれをプラスにしていかなきゃいけないですからね、これをやることによってそういうことも先考えていっていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

60歳を超えた職員の活用をしっかりと、という御意見だったと思います。おっしゃるとおりでございまして、今後定年が延長され、令和5年から段階的に施行されていきますが、60歳を超えた職員が任用を希望すれば全体的に職員に占める割合が多くなっていくといった状況が想定をされます。その活用につきましては、大きくは3パターンあるかなとは思ってございます。

1つは専門的な知識・技術を基にそれまで職に就いていた方、それから幅広くいろんな職務を経験されていて全体的なことをどのようなことでも対応できるというスキルがある方、それから行政運営にある程度精通をされていて、経営層のスタッフの補佐的に活用できるかなというようなことも可能性としては考えてございます。いずれにしても御本人のそれまでの経歴ですとかを見ながら適正な部署への配置ということをしかりと考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ぜひ組織が活性化していくためにこれをうまく使っていただきたいと思います
います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

恐れ入ります。先ほどの年収ベースということで750万ということでお答え
したんですが、すみません、若干計算ミスがございまして、おおむね600万ぐら
いということで御訂正お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

武井議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それではないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしやい
ますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第38号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してく
ださい。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切りま
す。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第39号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定すること
についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の軽減に係る特例の延長及び
特例率の見直しに関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する
条例の提案をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは議案第39号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについての概要を御説明いたします。

令和4年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律により、固定資産税における下水道除害施設の軽減割合の見直し、いわゆる参酌割合の変更が行われました。これに伴い、地方税法に定められた課税標準の特例について、地方自治体が一定の範囲内においてその内容を条例で定めることができる、いわゆる「わがまち特例」の一部改正を行うものでございます。

対象といたしましては、新たに下水道が整備されたことにより設置した下水道除害装置に限定をされます。具体的に申し上げますと、沈殿浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置などが該当しております。

令和4年度の税制改正大綱におきまして、割合が5分の4とされておりまして、本町においてあえて割合を逸にする理由はございません。よって本町の現状を踏まえ、同様の参酌割合5分の4を採用するものでございます。

なお、本町には現時点で、今回の特例に該当する施設・設備は存在しないということをご申し添えます。

それでは1ページ進んでいただきまして、次のページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第14項第2号になります。こちらが先ほど御説明申し上げました4分の3を5分の4に改めるものです。以下、第3号以降につきましては引用条文の項ずれを改めるといものになっております。

もう1ページ進んでいただいて、附則になります。第1項は施行期日です。この条例は公布の日から施行いたします。第2項は経過措置です。この条例による改正後の開成町税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるというものでございます。

説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。
（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第39号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬです。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 認定第 1号 決算認定について（一般会計）から日程第13 認定第 8号 決算認定について（下水道事業会計）及び日程第12 議案第40号 令和3年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、の計9議題を開成町議会会議規則第36条の規定に基づき一括議題とします。

はじめに、令和3年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告を町長に求めます。

町長。

町長、ちょっとしばらくお待ちください。前へ進んでください。皆さん、今のこれから説明する方向、開いているの大丈夫ですよ。失礼しました。

じゃあ、町長お願いします。

○町長（府川裕一）

令和3年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況報告、決算書付属資料の2ページを御覧ください。

令和3年度各会計歳入歳出決算を議会の認定に付すに当たり、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、この会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況を報告します。

令和4年9月6日、開成町長、府川裕一。

令和3年度一般会計の決算は、歳入総額が82億3,748万3,000円、歳出総額が76億6,715万4,000円となり、歳入歳出差引額は5億7,032万9,000円で、翌年度への繰越財源額4,220万5,000円を差し引いた実質収支は、5億2,812万4,000円の黒字となりました。

昨年度との比較では、歳入総額は6億6,150万円の減、歳出総額は6億9,190万2,000円の減となっています。

なお、令和3年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支に、財政調整基金の積立額や取崩し額などを差し引きした実質単年度収支は、6億5,714万9,000円の黒字となりました。

主な歳入項目では、町民税が15億7,531万8,000円、前年度比22.0%の増で、個人町民税は分離譲渡の減により減収となりましたが、法人町民税は大手

企業の業績が良好であったことなどから、大幅な増収となりました。固定資産税は14億3,336万5,000円、前年度比1.9%の減、家屋は新增築による増加はあるものの評価替えに伴う減価の影響により減収となり、総じて減収となりました。町税全体では31億7,769万9,000千円、前年度比9.3%の増となりました。

その他の歳入項目では、法人事業税交付金は、交付率が引き上げられたことにより、5,516万7,000円、前年度比37.0%の増となりました。

地方消費税交付金は、主に消費税増収により、3億9,182万3,000円、前年度比10.5%の増となりました。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されたことにより、4,466万4,000円、前年度比53.5%の増となりました。

地方交付税は、主に令和2年度の法人町民税の減に伴い、基準財政収入額が減となったことにより、6億8,441万2,000円、前年度比で大幅な増となりました。

国庫支出金は、15億9,688万3,000円、前年度比44.1%の減ですが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、令和2年度に特別定額給付金を給付したことから、令和3年度は大幅な減となったものです。

財産収入は、足柄紫水大橋付近の町有地を神奈川県へ売却したことにより、363万3千円、前年度比で増となりました。

歳出項目の主な増減内容を見ると、補助費等と投資及び出資金は、下水道事業会計への補助金と出資金の変動に伴う増減が生じ、補助費等は13億9,155万4,000円、前年度比49.9%の減で、投資及び出資金は1億3,368万円、前年度比70.2%の増です。

普通建設事業費は5億3,871万5,000円、前年度比36.6%の減で、これは令和2年度に役場旧庁舎の解体工事に伴う周辺環境整備を実施したことなどから令和3年度は減となったものです。

繰出金は5億3,621万円、前年度比17.0%の増で、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計を新設し、これに対する繰出しを行ったことが主な要因です。

以上のように令和3年度は、自主財源である町税等が増となり、的確な住民サービスを提供しながら、平成30年から開始した新庁舎整備事業を全て完了させることができました。また、依然として続く新型コロナウイルス感染症の影響から町民の健康や生活を守るため、国の補助金などを活用し、町独自の支援策を講じるとともに、将来を見据えた備えとして、財政調整基金や公共施設整備基金への積立も行いました。

特別会計では、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の本格化により新たに特別会計を設けました。その他の国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、給食

事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計を合わせた5つの会計の歳入決算総額は、33億8,597万6,000円、歳出決算総額は32億1,097万4,000円となりました。

個別の歳出決算では、国民健康保険特別会計が15億8,599万円となり、前年度比5.4%の増で、これは、一般被保険者の療養給付費や高額療養費の増などによるものです。

介護保険事業特別会計は、12億3,930万1,000円となり、前年度比4.1%の増で、要支援・要介護認定者数の増によるものです。

後期高齢者医療事業特別会計は、2億4,767万8,000円となり、前年度比7.7%の増で、被保険者数の増に伴う広域連合への納付金の増などによるものです。

一般会計に5つの特別会計と企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計を加えた決算額の合計は、歳入決算総額126億3,998万1,000円で、前年度比4億3,432万4,000円、3.3%の減、歳出決算総額は120億7,055万2,000円で、前年度比6億737万8,000円、4.8%の減となりました。

なお、一般会計における主要な財政運営指標では、経常収支比率が73.5%と前年度より18.2ポイント下がりました。健全化判断比率関連の指標では、実質公債費比率は0.9ポイント下がって5.1%、将来負担比率は33.3ポイント下がって23.8%となり、引き続き健全な財政状況が維持されています。

それでは、第五次開成町総合計画の8つの政策に沿って、令和3年度決算の概要を報告します。

1、町民主体の自治と協働を進めるまち。

町民のニーズに的確に対応したまちづくりを進めるために、町民、事業者、団体などとの協働を意識した事業を展開しました。

コミュニティ施設の管理では、地域集会施設の老朽化対策及び維持整備として、岡野老人憩いの家の屋根塗装及び雨漏り修繕工事などを実施しました。

各地域集会施設に設置しているAEDの更新や自治宝くじコミュニティ助成事業を活用した備品整備などを支援しました。

町民公益活動団体等の活動を応援するため、町民センターの内部改修工事を実施し、「町民活動サポートセンター」を開設しました。併せて、利用団体及び個人の登録を行いました。

広報紙は、常に読み手を意識した魅力的な紙面とするため、特に表紙や紙面の写真にこだわり、町民の方々からの意見やアイデアなどを反映しながら制作しました。その成果として、「神奈川県広報コンクール」の「広報写真・組み写真部門」で広報かいせい11月号が最優秀賞、「広報紙・町村部門」で広報かいせい12月号が優秀賞と2つの部門で受賞することができました。

2、未来を担う子どもたちを育むまち。

共働き世帯の増加などによる保育需要の更なる増に対応することを目的に、町内

民間認可保育所の定員増のための増改築工事の支援を行い、待機児童の解消を図りました。また、同様に増加している学童保育の需要に対応することを目的に、開成南小学校区の2つの学童保育所を統合し、定員増に対応するための新たな学童保育施設の建設工事を進めました。

子どもに幼少期から本に親しんでもらい、早期に読書の習慣をつけ、豊かな創造力と知識の習得を促すため、町民センター3階に「キッズライブラリー」を整備しました。

町の最新の子育て情報をまとめたポータルサイト、子育て支援ナビ「かいせいっこ」を、公募で参加した「町民ライター」の協力のもとに開設しました。

小・中学校では、文部科学省が掲げるGIGAスクール構想により児童・生徒へ1人1台配付したタブレット端末等のICT機器を効果的に活用するため、カリキュラムコーディネーターやICT支援員を配置しました。また、オンライン授業などの学習環境をさらに充足させるため、各小・中学校の普通教室に電子黒板などを配置しました。

2か年度にわたる文命中学校の大規模改修工事の初年度に当たる令和3年度は、主に外壁塗装、屋上防水及び体育館の塗装工事を実施し、教育環境の向上を図りました。

3、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。

「開成町第2期健康増進計画・食育推進計画」に基づき、「筋力をつけよう」・「朝食を食べよう」の2つをスローガンに、町民が健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばすための各種事業を実施しました。「筋力をつけよう」では、ウォーキングや筋力トレーニング、ゆる体操などの運動を推進する講座を実施しました。「朝食を食べよう」では、小学5・6年生を対象に「朝食レシピコンテスト」を実施し、入賞8作品のレシピ集の作成や広報かいせいへの連載により、特に若い世代で近年増加している朝食欠食の改善に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、12歳未満の子どもを対象にインフルエンザワクチン接種費用を助成しました。

図書室の運営では、感染症の罹患リスク低減及び利用者の利便性向上のため、図書のインターネット予約サービスを導入し、図書室に来室する機会の減少や滞在時間の短縮化を図りました。

4、安全で安心して暮らせるまち。

近年の大規模な地震や頻発化・激甚化する風水害に対し、洪水ハザードマップや開成町の地形・災害特性及び過去の災害履歴などを踏まえ、町民の生命・身体・財産を守るために「地域防災計画」を全面的に改定しました。また、非常時において優先的に処理する業務をあらかじめ選定し、災害発生時でも、行政機能の継続、早期復旧を実現することを目的として「業務継続計画」も併せて改定しました。

消防施設を維持するため、老朽化した特設第2分団詰所の屋根塗装工事を実施しました。

災害時に停電した際に、電気自動車を非常用電源として避難所に電力を供給できるよう、給電器3台を整備し応急対策の強化を図りました。

これまでの継続的な県への要望が実現し、開成駅南側交差点と開成南小学校西交差点の2か所に、新たに右折信号機が設置されました。

松田警察署開成駅前連絡所については、引き続き駅前交番の設置に向け県への要望を継続するとともに、施設の長寿命化を図るため、外壁及び屋根の修繕工事を実施しました。

5、自然が豊かで環境に配慮するまち。

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として、ゼロエネルギーハウス（ZEH）などに対する国や県による補助の上乗せ支援や既存住宅のスマートハウス化に対する補助に加え、新たに自家用の電気自動車等導入に係る経費の一部を補助しました。

さらに、コロナ禍によるネットショッピング利用の急激な増加により宅配業者の再配達が社会的な問題となっていることを受け、再配達により排出される温室効果ガスの削減を図ることなどを目的に、宅配ボックス購入の補助制度を創設しました。

また、「日本初のZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）認証による庁舎整備事業」とこれまでの一連のゼロカーボンシティ創成の取組が評価され、令和3年度気候変動アクション環境大臣表彰の大賞を受賞しました。

粗大ごみの収集について、コロナリスクの低減や町民の利便性の向上を図るため、インターネットによる申込みを開始しました。

また、収集券の販売についても、コンビニエンスストアで購入ができるよう環境を整備しました。

ごみの減量化や資源化、ダイオキシン類の発生を抑制するため、足柄上地区1市5町による持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化について検討を進めました。

世界的な問題となっている海洋プラスチック問題に地域全体で取り組むことを目的に、「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を行いました。

6、都市の機能と景観が調和するまち。

良好な市街地の形成及び駅前通り線の整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線未整備区間の周辺について土地区画整理事業を推進しました。この「駅前通り線周辺地区土地区画整理事業」については、事業計画が決定したことを受けて本格的に始動しました。令和3年度から特別会計を設け、公共用地に充てる土地の買収や仙了川に架ける新橋の予備設計を実施しました。安全で快適な町道ネットワークを維持するため、延沢地区の町道117号線や町道200号線等の舗装補修工事を行うとともに、

町道改良に向けた吉田島地区の町道204号線及び牛島地区の町道235号の用地買収などを行いました。

大雨等により増水した雨水を適切に排水し、災害を未然に防ぐため、榎本水路の

改修に向けて測量を実施しました。

上水道については、水道施設の長寿命化を図るため、高台第一浄水場高圧受電盤及び高台第二浄水場第4水源地取水ポンプ盤の更新工事を実施しました。また、財政収支見通しに基づく水道施設の中長期的な施設更新を効果的に行うため、アセットマネジメント計画を策定しました。

下水道については、「汚水処理施設アクションプラン」に基づき、延沢、牛島、吉田島地区の管渠布設工事を実施しました。

7、個性豊かな産業と文化を育成するまち。

多面的な機能を有する農地を次世代に引き継ぐため、地域共同による農地等を保全する組織に対する支援など、農業振興・農地保全に取り組みました。農業振興の意欲的な取組に対する町独自の補助制度である「農業振興補助金」により、水田を活用した高付加価値型の農業に向けた酒造好適米栽培に対する奨励をはじめ、認定農業者への支援などを行いました。

商工業の活性化については、引き続き小口資金融資や創業者利子補給などで中小企業を支援いたしました。また、プレミアム率100%の「開成町地域活性化プレミアム付商品券」を発行し、コロナ禍における家計の負担を緩和するとともに、地域経済の活性化を図りました。

北部地域の交流・観光の拠点であるあしがり郷瀬戸屋敷では、令和2年度に整備した交流拠点施設において、地場産の野菜等の販売などにより、開成町の農業の魅力を発信しました。

8、効率的な自治体経営を進めるまち。

国では、「新たな日常」を構築する原動力となるデジタル化への環境整備に向けて、「デジタルトランスフォーメーションの推進」に取り組むこととしているため、本町においても町民サービスの向上や業務の効率化を図ることを目的に、ICTの利活用を推進しました。

国のマイナンバーカード普及促進策によるカード交付枚数の増加やそれに伴う関連手続きの増加に対して、限られた人的資源で効率的に対応するとともに、来庁する町民の待ち時間短縮などのサービス向上を図ることを目的に、マイナンバーカード交付予約・管理システムを導入しました。

財務会計システムに電子決裁機能を追加して、伝票等のペーパーレス化や職員のテレワークの普及促進を図りました。

「誰一人として取り残さない、人にやさしいデジタル化」を理念に掲げ、高齢者等のデジタル活用への不安の解消などの、町民が必要とするデジタル活用支援を推進するため、町内で事業所を運営する携帯電話事業者と「デジタル支援に関する協定」を締結しました。

議会では、町民に開かれた議会の実現のため、ICT活用の一環としてインターネットでの議会映像配信を開始し、会議当日のライブ配信及び一般質問に字幕を加えた録画配信を始めました。

全町民への町政情報の提供と配付を担っている自治会の負担軽減を図り、地域コミュニティの活性化につなげることを目的に、官民連携によるポスティング試験配付を実施しました。

職員の接遇意識の向上・定着を図るため、講師と所属長がペアで実際の窓口対応を観察し、指導法等を学ぶ「窓口対応個別研修」を実施しました。

以上、令和3年度に実施した主な事業を報告しました。

冒頭にも申し上げましたが、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、重症化率が高いデルタ株による第5波や、感染力が強いオミクロン株による第6波など、全国的な感染拡大が何度も発生しました。この影響により、国が3回目の緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出自粛が要請されたことなどから、昨年度に続き、多くの各種事業・イベントの中止・縮小または延期の対応を余儀なくされました。

本町においては、「新しい生活様式」に適合した町民生活の定着を図るとともに、感染対策と経済対策の両立を継続するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した独自の対策として、学校施設の除菌作業、町民センター図書室への図書除菌機の導入、子育て支援センターの受付業務の電子化、公共交通機関の感染症対策費用に係る費用の補助などを行いました。

発症予防や重症化予防に効果がある新型コロナワクチンの接種については、庁内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策本部」を設置するなど、迅速に体制を構築し、順次接種を進めてきました。その結果、本年3月末時点で、2回目接種率は18歳以上の全世代で9割を超えました。また、3回目の追加接種の実施や接種対象者の範囲拡大などに順次対応しており、今後も国の動向を注視しながら、引き続きスピード感を持って感染症対策に取り組んでまいります。

令和2年国勢調査の集計結果が公表され、これまで町が計画的に進めてきた基盤整備や子育て支援等の成果により、前回調査の平成27年からの人口増加率は7.7%、0歳から14歳までの年少人口の割合は14.8%となり、ともに神奈川県内で1位となりました。全国的に人口減少、少子高齢化が進む中で、本町においては、人口の増加が続き、子どもの割合も高い水準を維持しています。しかし、その一方で高齢化も確実に進んでいることから、将来の人口減少フェーズにあっても、持続可能な行政運営を確保するため、人口の年齢構成バランスを意識し、子育て世代を中心とする若年層の定住促進のための取組を一層進めていきます。

町議会の皆様には、住みたい、住み続けたい、訪れたい「田舎モダンな町」の実現のため、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、一般会計、特別会計並びに財政状況に関する資料を添付いたしましたのでこれらをもって予算執行状況の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長の報告が終わりました。

それでは続きまして、監査委員より決算審査意見書が提出されています。

監査委員の審査報告を求めます。

田中章代表監査委員。

○代表監査委員（田中章）

それでは私から令和3年度決算審査に係る意見を述べさせていただきます。資料は3ページになります。

まず、令和3年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書でございます。

地方自治法第233条第2項の規定により令和3年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに同法第241条第5項の規定により令和3年度基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した事務及び事業の関係書類、決算書、帳簿証書等ですが、(1) 令和3年度一般会計においては、記載のとおり歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証書類。

(2) から(6) までは各特別会計ですが、(2) 国民健康保険特別会計、(3) 介護保険事業特別会計、(4) 給食事業特別会計、(5) 後期高齢者医療事業特別会計、(6) 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計においては、それぞれ記載のとおり歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類でございます。

そして(7) につきましては、令和3年度基金の運用状況に関する関係帳簿、証書類を審査いたしました。

2 審査の期日ですが、令和4年7月13日から令和4年8月4日までの7日間でございます。

3 審査の方法ですが、令和3年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、実質収支に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び関係諸表を基に各所属からの説明を徴し、決算その他の関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正に行われていたかどうかを審査した。

4 審査の結果です。令和3年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の計数は正確であると認められる。また、決算及び予算の執行等に関する意見は次のとおりである。

(1) 決算収支については、歳入から歳出を差し引いた額は、一般会計で5億7,032万9,000円、実質収支額（翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額）は、5億2,812万4,000円である。なお、実質単年度収支額（単年度収支と財政調整基金積立金の合計）は6億5,714万9,000円であり、過去3か年平均に比べて約10倍となっている。また、各特別会計の実質収支額についても、良好な財政状況にある。

(2) 歳入・歳出については、ア歳入では、町税については、固定資産税が評価替えに伴う減価の影響により減収となったが、法人町民税が大手企業の業績が良好であったことなどから大幅な増収となり、全体としても前年度比で9.3%の増と

なった。徴収状況は、懸念された新型コロナウイルス感染症の影響による滞納者及び滞納額の増加の影響も少なく、継続した徴収努力の成果として徴収率は99.1%と前年度より向上した。地方交付税については、前年度の法人町民税の減に伴い、基準財政収入額が減になったことにより、前年度比で141.5%の増となった。

次のページに移ります。4ページになります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、自宅療養者等へ食料品・生活用品の支給、12歳未満を対象にインフルエンザワクチン接種費用の補助、宅配ボックス普及促進補助、プレミアム付商品券事業等に取り組んだ。新型コロナワクチンの接種については、国・県及び近隣市町と連携し、接種体制を構築し順次接種を進めた。今後も国の動向を注視し、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 財産については、土地、建物の管理・運用は適切である。現金（預貯金を含む。）及び有価証券の現在高が帳簿と一致しており、その管理は適切である。

(4) 基金の運用状況については、17の基金のうち、積み立てを行ったのは、財政調整基金、学校校舎等整備基金、公共施設整備基金、介護保険財政調整基金など8基金である。また、取り崩しを行ったのは、公共施設整備基金、あしがり郷瀬戸屋敷基金、森林環境譲与税基金など5基金である。基金現在高は、将来の財政需要に備えるため、財政調整基金で6億3万3,000円、公共施設整備基金で2億7,000万円の増となり、基金全体では前年度比で9億5,343万5,000円の増となった。

なお、基金の管理・運用は適切で、基金の現在高は収支の金額と一致している。

(5) 補正予算について、歳入歳出予算の3月期における予算調整（補正予算編成）は、歳入においては、地方交付税、国・県の負担金や補助金の確定によるもの、歳出においては、事業費確定に伴うもの、財源更正、基金への積み立てなどが主な内容であり、比較的きめ細かく対応されている。

しかしながら、歳入では保健衛生費寄附金、歳出では幼稚園管理費（需用費）において、予算現額に対し収入済額、支出済額の差額が200万円を超える額にもかかわらず補正予算の手続きがなされていなかった。

これらの歳入の増及び歳出の減は年度途中で明らかになっており、補正予算に計上できる状況にあった。また、このほかにも補正予算で対応すべきと思われる事例が見受けられた。

このことから、個々の事業に係る歳入歳出予算を可能な限り精査した上で補正予算を調整されたい。

(6) 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業については、令和3年6月に県の事業認可を受けて本格的に着手した土地区画整理事業の令和3年度決算では、土地区画整理業務委託料で約77%、公有財産購入費では全額を明許繰越としているが、令和4年度の当初時点で繰越予算に係る事業は概ね着手できる見込みとなっている。

移転交渉や補償などの厳しい課題がある中で、土地区画整理事業の順調な進捗を期待したい。

令和4年8月4日、開成町長、府川裕一様。

開成町監査委員、田中章。

同、下山千津子。

1 ページ飛びまして、6 ページになります。

次に、令和3年度開成町企業会計決算審査意見書でございます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和3年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

審査した決算書及び帳簿証書類ですが、（1）令和3年度水道事業会計決算書及び令和3年度下水道事業会計決算書、（2）令和3年度水道事業会計決算付属資料及び令和3年度下水道事業会計決算付属資料、（3）令和3年度企業会計関係帳簿及び証書類。

2 審査の期日ですが、令和4年6月29日。

3 審査の方法ですが、水道事業会計及び下水道事業会計の各決算書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、並びに決算付属資料の事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等を基に、各所属からの説明を徴し、経営状況、財政状況及び決算計数の適正を審査した。

4 審査の結果です。第一浄水場他計装設備工事を令和4年度に繰り越したものの、その他、管路の布設・更新工事及び機械装置の更新工事については、計画に沿って適正に執行されていた。

営業収益では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、上・下水道使用料を2期分（4か月）減免する措置を令和2年度限りで実施したことから、給水収益（水道使用料）は前年度比12.4%増の1億8,826万2,000円、下水道使用料は前年度比5.2%増の2億3,276万4,000円となっている。

令和3年度の未処分利益剰余金は、水道事業で1億2,378万7,000円、下水道事業で7,335万3,000円となっている。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算付属資料は、事業の経営状況及び財政状況を適正に表示されており、決算計数は正確である。今後とも、事業収益や使用料収入の状況を踏まえ、計画的な経営に取り組まれない。

令和4年8月4日、開成町長、府川裕一様。

開成町監査委員、田中章。

同、下山千津子。

以上で、令和3年度開成町一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査意見の報告を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

田中代表監査委員の審査報告が終わりました。

本日はここまでとします。明日は一般会計から順次、細部説明を行います。

本日はこれにて散会をします。
皆様、大変お疲れさまでした。

午後 3 時 3 8 分 散会